

平成29年度

福島県  
信用保証協会の  
あらまし

---

2017 DISCLOSURE



「公的保証」で中小企業を応援します!

福島県信用保証協会

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

# CONTENTS — 目次 —

	ごあいさつ	1
	プロフィール	2
	当協会のあゆみ	3
I	信用補完制度について	
	信用補完制度のしくみ	4
	信用保証・信用保険制度のしくみ	5
II	平成28年度事業報告	
	事業概況	6
	保証の状況	7
	代位弁済及び回収状況	7
	基本財産の状況	7
	基本財産について	7
	平成28年度の主な取り組み	8
	収支計算書	10
	収支計算書の用語解説	11
	貸借対照表・財産目録	12
	貸借対照表の用語解説	13
III	信用保証の動向	
	1.主要業務数値(5年間の推移)	14
	保証承諾、保証債務残高、代位弁済	14
	2.項目別保証の動向(28年度)	15
	本店・支店別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	15
	金融機関群別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	16
	業種別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	17
IV	経営計画について	
	第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	18
	平成29年度経営計画	19
	平成28年度経営計画の業務実績評価報告	23
V	保証利用のご案内	
	ご利用になれる保証の限度額	28
	保証をご利用になれる方	28
	責任共有制度	29
	保証料について	30
	主な保証制度のご案内	31
VI	経営支援業務について	
	専門家派遣事業	34
	経営改善計画策定支援事業(通称：405事業)	35
	経営サポート会議、経営・創業相談会	36
	経営相談窓口、特別相談窓口一覧	37
VII	コンプライアンスの取り組みについて	
	コンプライアンスの取り組み姿勢	38
	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
VIII	個人情報保護宣言について	
	個人情報保護宣言	40
IX	組織体制	
	役員構成	42
	組織機構図	43
	所管区域	43
X	Infomation	
	保証協会団体信用生命保険について	44
	広報活動(保証月報の発行、ホームページの活用、信用保証ガイド、新聞広告、ポスター)	45
	本店・支店のご案内	裏表紙

# ごあいさつ



福島県信用保証協会  
会長 村田 文雄

平素は、福島県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度も、当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「平成29年度福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、県内は、東日本大震災と原子力災害から6年が経過し、除染の進行や避難指示区域の一部解除、鉄道の一部再開通など復興に向けた動きが着実に進む一方、人口減少、収まらない風評被害、避難指示解除区域の住民帰還や商圈回復の問題など、震災の影響は続いており、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

このような状況の下、当協会は、個々の企業の復興段階に応じた適切な資金繰り支援や課題解決に向けた支援の推進を基本に、行政、金融機関、関係機関との連携強化を図ることで、一層の金融と経営の一体的支援に積極的に取り組んでおります。

特に、県内本・支店6ヵ所における経営や創業の相談会開催、関係機関と連携した専門家派遣の実施、経営サポート会議の運営に加え、昨年度は当協会初となる創業応援セミナーを開催するなど、創業支援・期中支援・再生支援の実効性を高める取り組みを進めております。

近時、信用保証制度の見直しなど、信用保証協会を取り巻く環境が大きく変化しているところではありますが、当協会はそれらを踏まえ、中小企業の皆様の資金繰り円滑化、経営改善、生産性向上を図るために、今後さらに関係機関との連携協力、経営支援の強化に積極的に取り組み、中小企業の良きパートナーとして「信頼される協会、顔の見える協会」を目指し役職員一同職務に邁進してまいりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年9月



# プロフィール (平成29年 4月 1日現在)

**名 称** 福島県信用保証協会

**設立(認可)** 昭和24年 4月13日

**人 格** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人

**目 的** 信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

**基本財産** 223億円 (資本金に相当)

**内 訳** 基金 63億円 (出捐金 41億円、金融機関等負担金 22億円)  
基金準備金 160億円

**保証債務残高** 件数 36,968件 金額 3,194億円

**保証利用企業者数** 17,789企業

**役 職 員 数** 理事17名 (非常勤13名)  
監事 3名 (非常勤 2名)  
職員87名 (男性72名、女性15名)

**事 務 所** 本 店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階、11階  
郡 山 支 店 郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階  
白 河 支 店 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階  
会 津 支 店 会津若松市南千石町2番19号  
い わ き 支 店 いわき市平字材木町3番地の1  
相 双 支 店 南相馬市原町区本町1丁目3番地



## 当協会のあゆみ

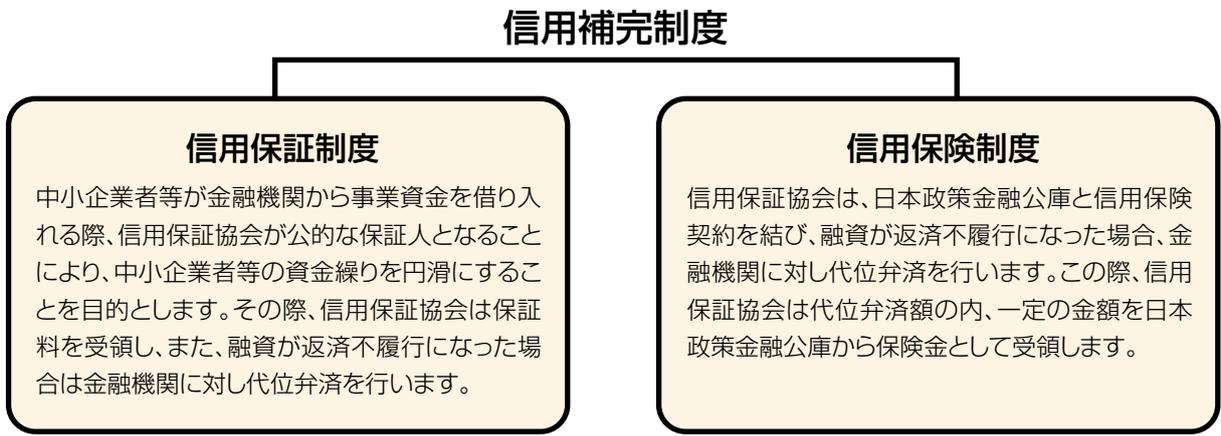
昭和24年	3月19日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4月13日	社団法人福島県信用保証協会の設立認可
	5月10日	設立登記完了、業務開始、 事務所を福島市本町17「福ビル」3階、県中小企業振興本部内に設置
	9月12日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10月4日	財団法人福島県信用保証協会の設立認可
	11月11日	設立登記完了、業務開始、 福島連絡所を福島商工会議所内に設置・郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置・平連絡所を平商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置・相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9月7日	中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月1日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7月30日	平連絡所を平支部に昇格
	8月8日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12月11日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月9日	本所事務所を「福ビル」3階、316号室に移転
昭和33年	9月9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日	相双出張所を相双支所に昇格
	4月1日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6月10日	本所事務所を福島市大町4番15号「福島県商工会館」2階に移転
昭和41年	10月1日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10月5日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成12年	3月13日	相双支所を原町市本町1丁目3番地に移転
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日	白河支所を白河市道場小路96番地5「白河商工会議所会館」内に移転
	5月30日	郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号「プレシャス朝日ビル」内に移転
平成25年	4月1日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称
	11月11日	会津若松支所を会津支店に改称 会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転
平成26年	11月25日	郡山支店を郡山市清水台1丁目3番8号「郡山商工会議所会館」内に移転



# I.信用補完制度について

## 信用補完制度のしくみ

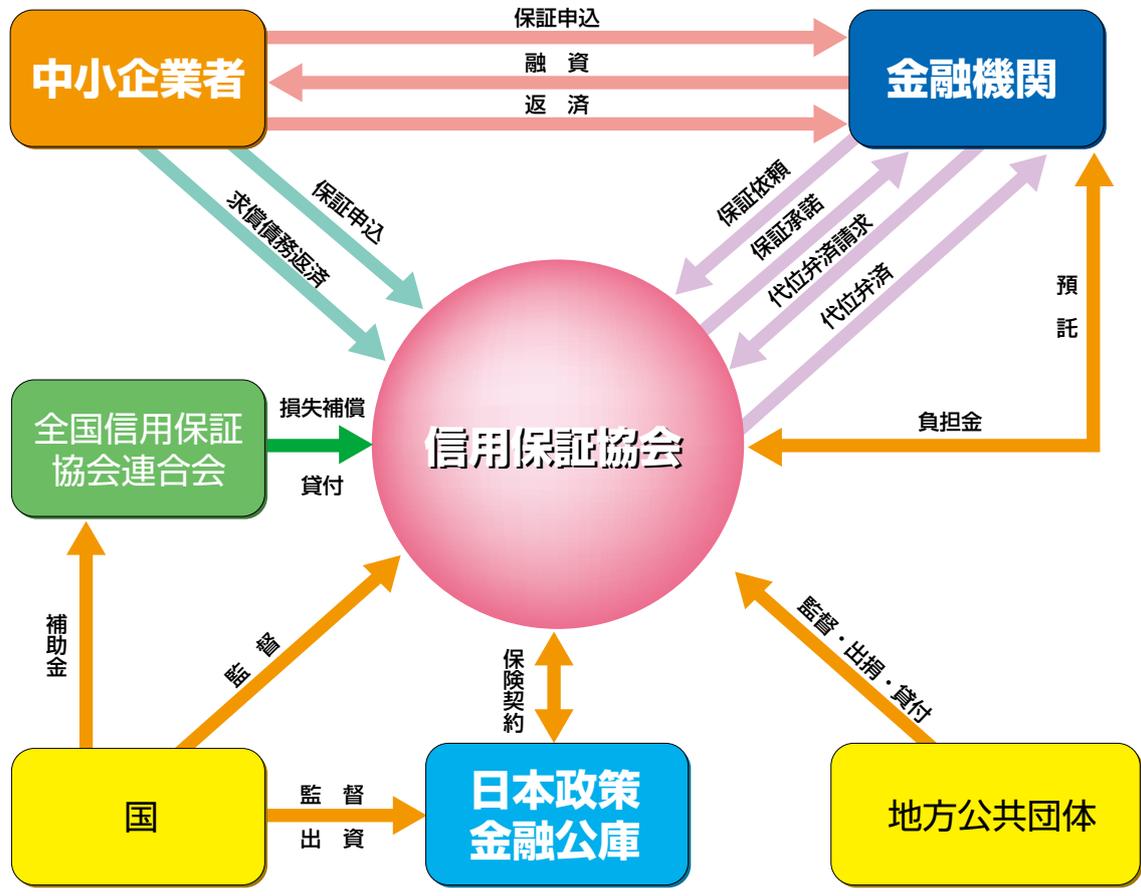
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の方の金融を円滑にすることができるようになります。

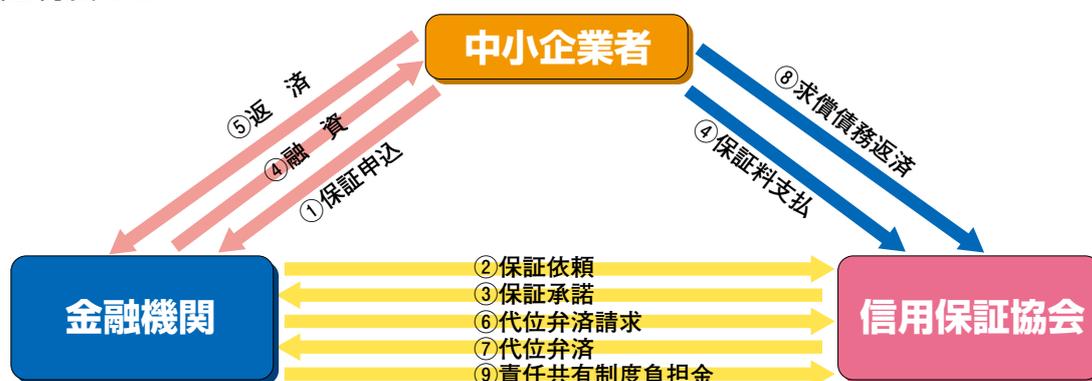
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

### ■概略図



## 信用保証・信用保険制度のしくみ

### ■信用保証制度のしくみ



- ①～②中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会は審査の結果、信用保証を適用と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

### ■信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。



## Ⅱ.平成28年度事業報告

### 事業概況

平成28年度の福島県経済は、公共投資、住宅投資については、震災からの復旧・復興需要がピークアウトした状況にあるものの、引き続き高水準で推移しました。個人消費は、良好な雇用・所得環境などを背景に緩やかに持ち直しつつあり、全体としては緩やかな回復状況となりました。しかし中小企業の業況は、復旧・復興需要の濃淡、原子力災害に伴う風評、震災以降の少子高齢化の一層の進行等を背景に地域間、業種間、企業間で差が生じています。

平成28年度において、当協会は、その本来の使命である中小企業に対する金融の円滑化を図るため、国・県をはじめ、金融機関など関係団体との連携強化のもと、積極的な業務推進に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

保証承諾は、低金利状況下における保証料の割高感などが影響し、7,937件(前期比82.9%)、92,198百万円(計画比83.8%、前期比78.8%)と減少しました。

保証債務残高については、上述した保証承諾の減少や既保証先の償還が進んだことなどから、36,968件(前期比89.2%)、319,374百万円(計画比93.9%、前期比87.9%)と減少しました。

一方、代位弁済は、政府の各種経済・金融対策効果などにより企業倒産が低い水準を保っていることや、関係機関と連携し経営支援体制を強化したこと、また、これまで同様、条件変更にもきめ細やかに対応したことなどから、358件(前期比86.1%)、3,025百万円(計画比50.4%、前期比85.8%)と前年度を下回りました。

また、求償権・償却求償権回収は、企業の現状を十分に考慮したうえで回収に努力しましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の増加により回収環境は年々厳しさを増しており、実際回収額(元金及び損害金)は1,049百万円(計画比80.7%、前期比84.1%)に止まりました。

以上のような事業実績から、経常収入は計上保証料の減少を主要因として、前期と比べ458百万円減少し、3,492百万円となりました。対する経常支出も計上信用保険料が減少したことで前期と比べ減少しましたが、基幹システムの移行による経費増加があったことから減少額は140百万円に止まり、2,950百万円となった結果、経常収支差額は542百万円となり、前期に比べ318百万円の減少となりました。

一方、経常外収支差額は前期と比べ、当期末の保証債務残高および求償権残高が減少したことで、責任準備金繰入が247百万円、求償権償却準備金繰入が89百万円それぞれ減少したことなどから、78百万円の黒字を計上し、前期に比べ139百万円の増加となりました。

当期収支差額は、責任共有制度に係る損失などを制度改革促進基金から140百万円取り崩し補てんした結果、760百万円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に379百万円を、差額の381百万円を基金準備金に繰り入れ、財務基盤の強化を図っております。

## 保証の状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
保 証 承 諾	7,937	92,198	82.9	78.8	110,000	83.8
保 証 債 務 残 高	36,968	319,374	89.2	87.9	340,000	93.9
保 証 債 務 平 均 残 高	38,972	337,427	90.9	90.0	350,000	96.4

## 代位弁済及び回収状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
代 位 弁 済	358	3,025	86.1	85.8	6,000	50.4
求償権・償却求償権回収	114	977	109.6	82.1	1,250	78.1

$$\text{代位弁済率} \left[ \frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}} \right] 0.90\% (\text{前期 } 0.94\%)$$

## 基本財産の状況

区 分	前期末	当期増加額	当期減少額	当期末	構成比
基 金	6,294百万円	—	—	6,294百万円	28.2%
基 金 準 備 金	15,610百万円	381百万円	—	15,991百万円	71.8%
合 計	21,904百万円	381百万円	—	22,285百万円	100.0%

(注) 百万円未満四捨五入のため項目間の合計は必ずしも一致しません。

## 基本財産について

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。現在、福島県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍(定款倍率といいます)と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

## 基本財産の推移

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
189億9百万円	198億72百万円	207億3百万円	214億57百万円	219億4百万円	222億85百万円

# 平成28年度の主な取り組み

## ◇保証の推進

個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援を行うべくニーズに合った各種保証制度を提案し、また、「保証協会利用のメリット」を活用し「保証後も中小企業を無料でフォローする」・「創業者を積極的に応援する」など金融と経営の一体的支援の取り組みを丁寧に説明し、積極的な保証推進を行いました。

## ◇金融機関担当者研修会

金融機関の皆様へ信用保証協会の基本的な業務、当協会の現状や取り組み等をご説明し、より親しみを持って信用保証の推進をしていただくことを目的として「保証業務研修会」を開催しました。

研修会は、金融機関の入行(庫・組)5年以内で協会付融資の経験が少ないかた向けに平成28年11月7日・8日、参加14金融機関、参加者45名で行われました。

### 【研修会の内容】

- ①信用保証業務について
- ②信用保証付融資推進のポイントについて
- ③「金融」と「経営」の一体的支援について  
(経営支援サービスの活用方法)
- ④システム移行に伴う事務処理の変更について
- ⑤代位弁済関係について



## ◇キャンペーン表彰

保証利用者の拡大・保証付融資の推進のため「新規企業保証キャンペーン」、「保証債務残高増加キャンペーン」、「保証承諾特別推進キャンペーン」、「経営力強化保証キャンペーン」を実施しました。

実施期間は1年間で全キャンペーンとも当協会独自の表彰基準により基準を達成された金融機関店舗に対し感謝状及び記念品を贈呈しました。

「新規企業保証キャンペーン」の基準を達成されたのは20店舗、「保証債務残高増加キャンペーン」は23店舗、「保証承諾特別推進キャンペーン」上期30店舗、下期30店舗、「経営力強化保証キャンペーン」上期3店舗、下期3店舗でした。

金融機関の皆様のご協力に感謝し、「新規企業保証キャンペーン」は達成した都度、「保証承諾特別推進キャンペーン」及び「経営力強化保証キャンペーン」は上期と下期に、「保証債務残高増加キャンペーン」は平成29年5月に表彰式を行いました。



## ◇経営相談会、夜間相談会の実施

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイス等を通じ、企業の伸展を支援するため、また、創業を志す方、創業間もない方を支援するため、当協会の福島・郡山・白河・会津・いわき・相双の営業店・各支店6カ所において、無料の経営相談会を開催しました。

また平成28年度下期からは、「顔の見える協会」としてのサービス体制を拡充するため、夜間相談会を開催しております。夜間相談会は全店舗で毎月第2木曜日の17:15～19:45まで開催しております。

平成28年度は、経営相談会、夜間相談会を通じ、58企業から相談をいただき、資金調達等に関する具体的なアドバイスを行ったほか、関係機関と連携し専門家派遣を行うなど、中小企業の皆様が抱える課題の解決に向けた支援を行いました。



## ◇経営安定化支援事業

経営の安定に支障を来している企業の経営改善を促進するため、専任職員による企業訪問のほか、「福島県中小企業診断協会」との連携による専門家派遣(最大10回)を実施しました。その結果、企業訪問を173企業実施するとともに、経営診断のため115企業、経営改善計画策定支援のため48企業に専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをしました。

## ◇創業応援セミナーの開催

創業者、創業予定者を応援するため、平成29年2月4日、当協会としては初となる「創業応援セミナー」を郡山市のビッグパレットふくしまで開催しました。

当日は、いわき経営コンサルタント事務所代表の藤本 匡弘様から「創業の心構え 創業に成功する人・苦労する人」、㈱EHSGプロジェクト 代表取締役の平山 康夫様から「夢に向かっての創業」と題し、熱のこもった講演をいただいたほか、「創業に知っておきたい各種施策」と題し、税理士、県、日本政策金融公庫、当協会がそれぞれの施策等について説明を行いました。

セミナーには定員を超える37名の参加があり、大変ご好評をいただくことができました。



## ◇商工組合中央金庫との連携

平成29年2月27日、商工組合中央金庫(商工中金)と「コラボ保証に係る覚書」を締結し、同年3月1日より取り扱いを開始しました。

「コラボ保証」は、商工中金のプロパー融資と保証協会付融資を協調して行うことにより、中小企業の金融円滑化に資することを目的としたものです。

## ◇外部評価委員会の開催

平成28年度経営計画の業務実績についての評価を行うために、後藤 康夫福島大学名誉教授、尾形 克彦公認会計士、初澤 敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」を、平成29年6月21日と7月12日の日程で開催しました。保証協会は、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」、「効果的・効率的役割を果たしたか」、そして「信頼される協会、顔の見える協会」の達成度について、検証を実施しました。



## ◇社会貢献活動

### ○本店・支店一斉清掃活動の実施

社会貢献活動の一環として毎年、本店・各支店の役職員で一斉に清掃活動を実施し、各事務所周辺や駅周辺のゴミ拾いを行っております。平成28年度は平成28年5月19日と10月26日の2回実施しました。

### ○熊本地震災害に対する義捐金贈呈

平成28年4月14日に発生した熊本地震に対し当協会の役職員から義捐金を募り、平成28年5月23日、日本赤十字社を通し募金をしました。

当協会は東日本大震災の際に、多くの方からご支援・ご協力をいただいております。その感謝の気持ちを忘れず、今回被災された方々の一日も早い復興を願っております。

### ○献血協力

福島県は、東日本大震災後の人口減少により輸血用の血液が慢性的に不足している状況にあり、当協会本店の役職員が献血に協力しております。



熊本地震災害に対する義援金の贈呈



本店・支店一斉清掃活動

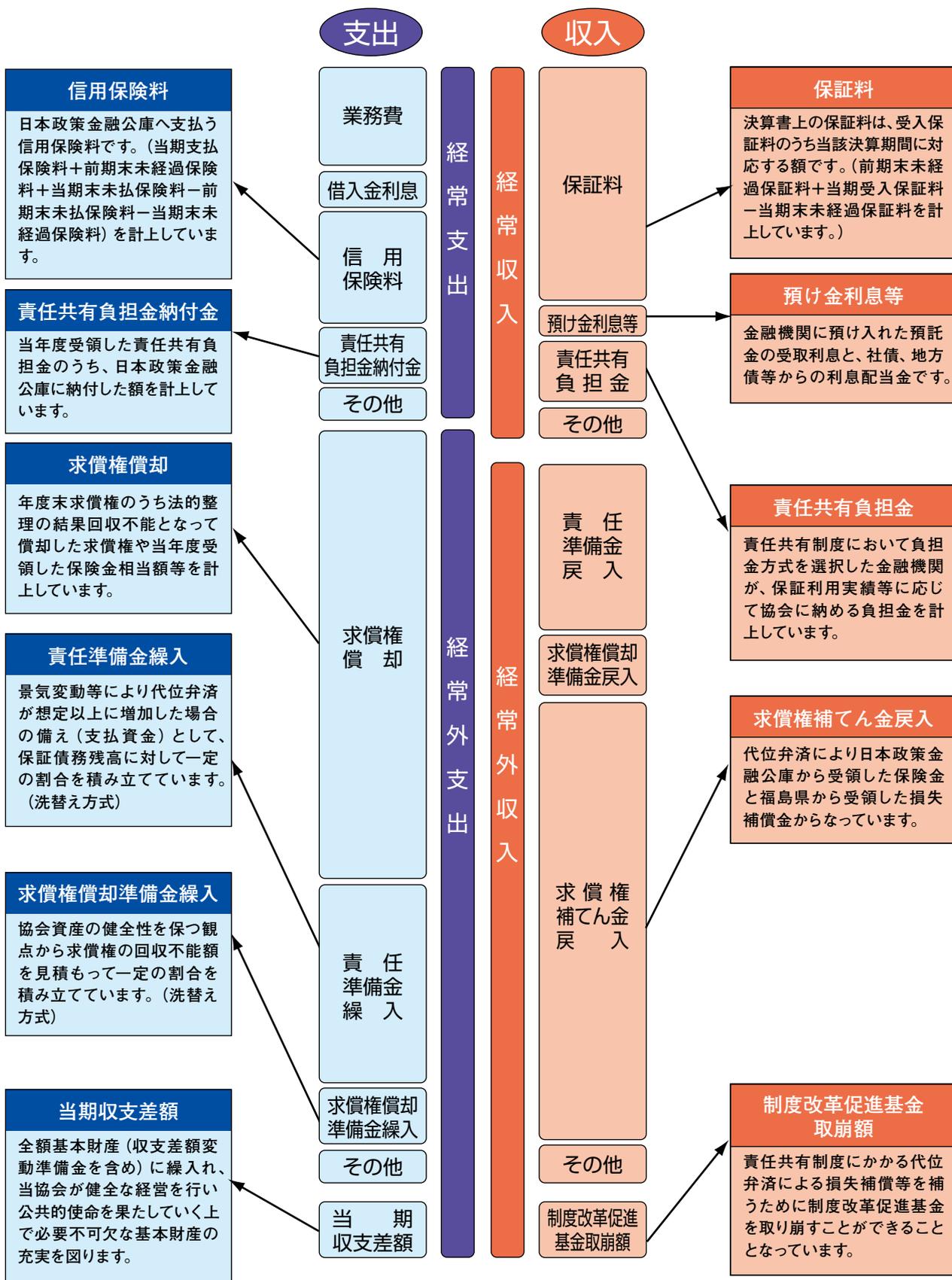
## 収支計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,491,881,927
保 証 料	2,573,236,513
預 け 金 利 息	2,100,022
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	209,950,289
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	3,993,336
損 害 金	21,597,784
事 務 補 助 金	469,465,326
責 任 共 有 負 担 金	191,906,000
雑 収 入	19,632,657
経 常 支 出	2,950,102,042
業 務 費	1,203,842,208
役 職 員 給 与	573,109,367
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	39,690,349
そ の 他 人 件 費	109,809,024
旅 費	9,216,410
事 務 費	225,455,162
賃 借 料	77,547,427
動 産 ・ 不 動 産 償 却	40,723,349
信 用 調 査 費	2,777,380
債 権 管 理 費	69,480,427
指 導 普 及 費	28,901,407
負 担 金	27,131,906
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,600,671,971
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	145,587,863
経 常 収 支 差 額	541,779,885
経 常 外 収 入	5,206,883,774
償 却 求 償 権 回 収 金	163,728,392
責 任 準 備 金 戻 入	2,217,612,063
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	223,249,065
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	2,588,199,975
保 険 金	2,450,288,907
損 失 補 償 補 て ん 金	137,911,068
補 助 金	0
そ の 他 収 入	14,094,279
経 常 外 支 出	5,129,153,645
求 償 権 償 却	3,014,494,743
讓 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	8,014,725
退 職 金	810,650
責 任 準 備 金 繰 入	1,970,530,811
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	133,993,677
そ の 他 支 出	1,309,039
経 常 外 収 支 差 額	77,730,129
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	140,197,738
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	759,707,752
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	379,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	380,707,752

収支計算書の用語解説



貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	151,000	基 本 財 産	22,284,570,787
現 小 切 手	151,000	基 金 準 備 金	6,293,695,500
預 け 金	0	基 金 準 備 金	15,990,875,287
当 座 預 金	14,180,413,808	制 度 改 革 促 進 基 金	227,029,455
普 通 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,299,335,459
通 知 預 金	174,099,361	責 任 準 備 金	1,970,530,811
定 期 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	133,993,677
郵 便 貯 金	13,997,190,575	退 職 給 与 引 当 金	702,095,749
金 銭 信 託	9,123,872	損 失 補 償 金	1,094,679,783
有 価 証 券	0	保 証 債 務	319,373,986,576
国 債	26,594,490,000	求 償 権 補 て ん 金	1,097,030
地 方 債	0	保 険 金	0
社 債	20,693,490,000	損 失 補 償 補 て ん 金	1,097,030
株 式	5,900,000,000	借 入 金	4,600,000,000
受 益 証 券	1,000,000	長 期 借 入 金	0
そ の 他 有 価 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
新 株 予 約 券	0	短 期 借 入 金	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
動 産 ・ 不 動 産	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	4,600,000,000
事 業 用 不 動 産	1,002,473,796	雑 勘 定	6,938,348,203
事 業 用 動 産	916,020,483	仮 受 金	30,002,812
所 有 動 産 ・ 不 動 産	86,453,313	保 険 納 付 金	87,274,302
損 失 補 償 金 見 返	0	損 失 補 償 納 付 金	6,390,045
保 証 債 務 見 返	1,094,679,783	未 経 過 保 証 料	6,809,605,925
求 償 権	319,373,986,576	未 払 保 険 料	1,428,232
讓 受 債 権	497,953,250	未 払 費 用	3,646,887
雑 勘 定	0		
仮 払 金	881,519,317		
保 証 金	65,770,398		
厚 生 基 金	1,030,000		
連 合 会 勘 定	59,978,200		
未 収 利 息	5,504,393		
未 経 過 保 険 料	37,076,541		
	712,159,785		
合 計	363,625,667,530	合 計	363,625,667,530

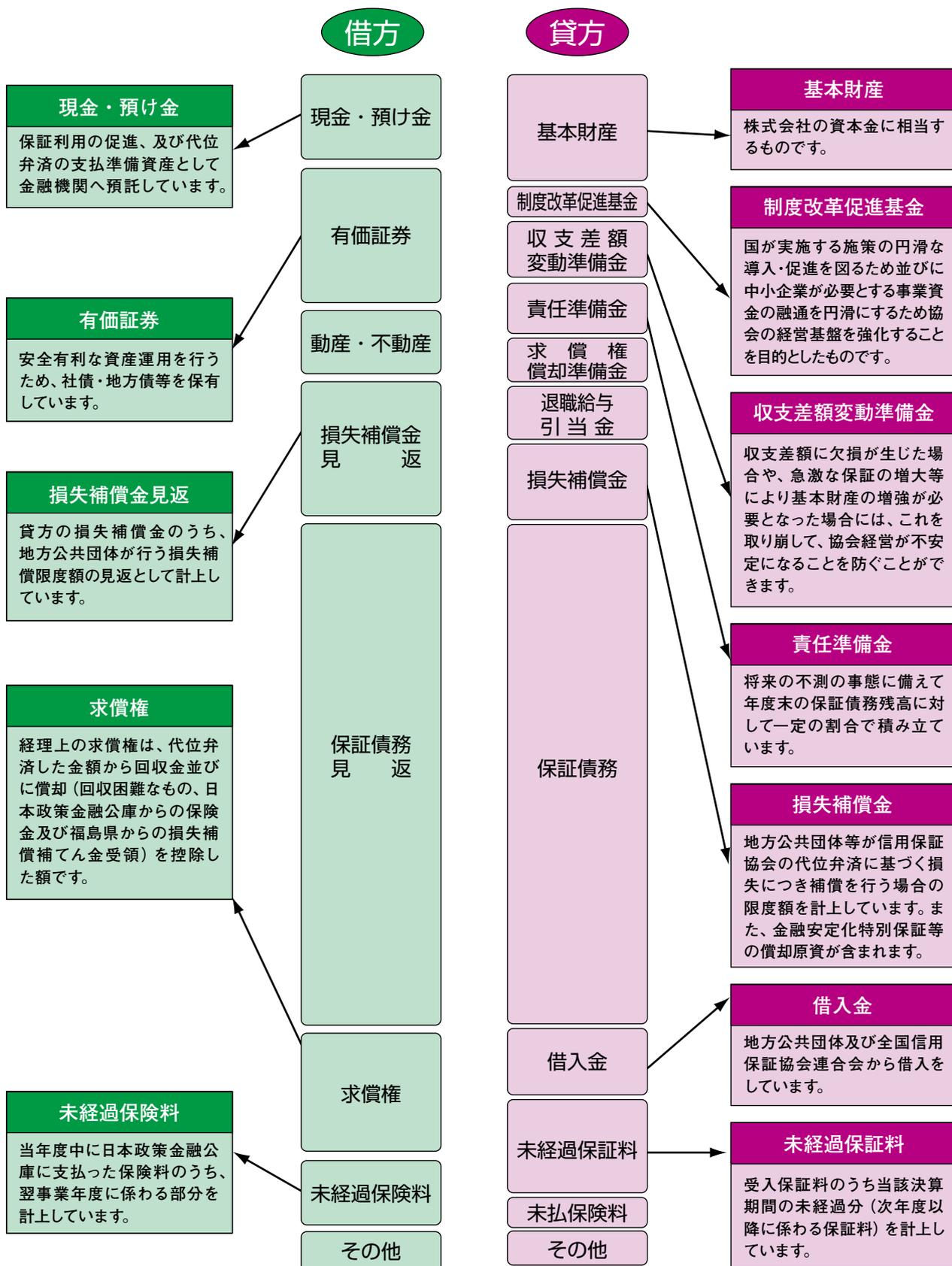
財産目録

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	151,000	責 任 準 備 金	1,970,530,811
預 け 金	14,180,413,808	求 償 権 償 却 準 備 金	133,993,677
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	702,095,749
有 価 証 券	26,594,490,000	損 失 補 償 金	1,094,679,783
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	319,373,986,576
動 産 ・ 不 動 産	1,002,473,796	求 償 権 補 て ん 金	1,097,030
損 失 補 償 金 見 返	1,094,679,783	借 入 金	4,600,000,000
保 証 債 務 見 返	319,373,986,576	雑 勘 定	6,938,348,203
求 償 権	497,953,250		
雑 勘 定	881,519,317		
合 計	363,625,667,530	合 計	334,814,731,829
		正 味 財 産	28,810,935,701

貸借対照表の用語解説





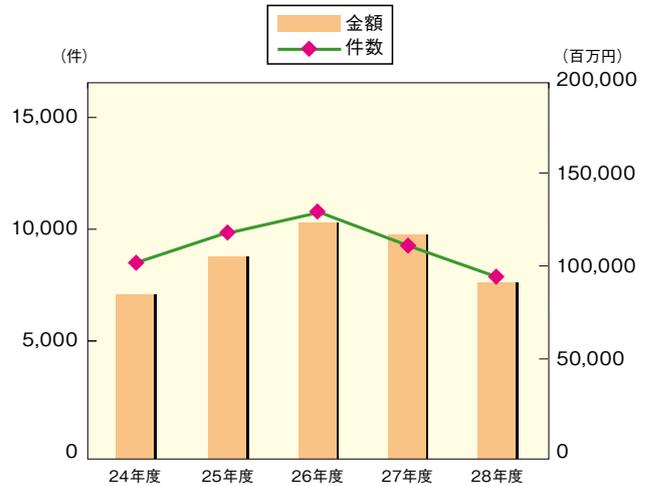
## Ⅲ.信用保証の動向

### 1 主要業務数値 (5年間の推移)

#### 保証承諾

(単位:百万円、%)

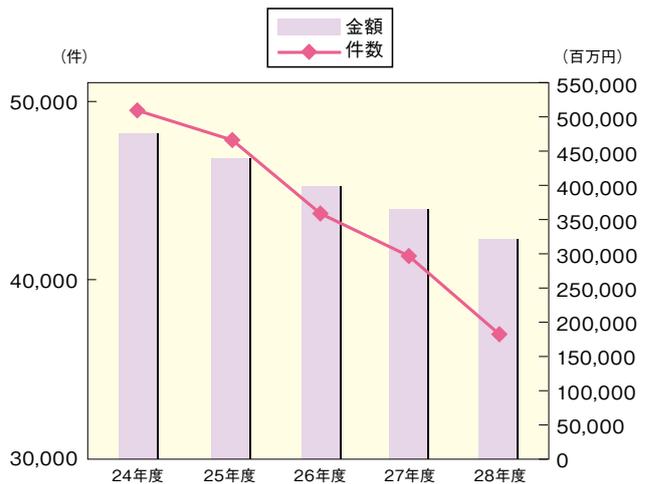
	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
24年度	8,438	84,138	27.9
25年度	9,765	102,300	121.6
26年度	10,216	123,197	120.4
27年度	9,573	117,033	95.0
28年度	7,937	92,198	78.8



#### 保証債務残高

(単位:百万円、%)

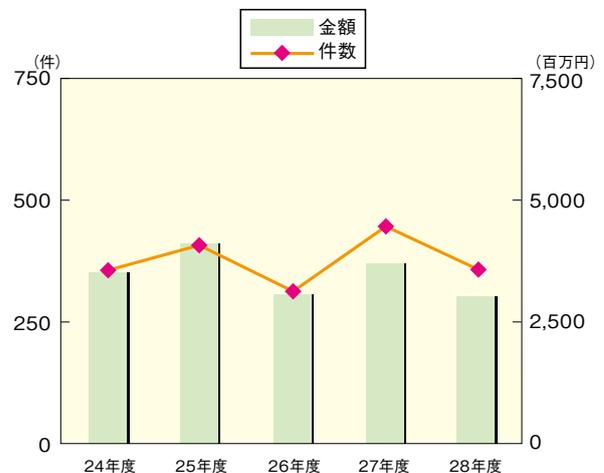
	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
24年度	49,606	473,176	90.5
25年度	48,430	437,780	92.5
26年度	44,633	396,638	90.6
27年度	41,458	363,455	91.6
28年度	36,968	319,374	87.9



#### 代位弁済

(単位:百万円、%)

	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
24年度	362	3,418	72.7
25年度	396	4,069	119.0
26年度	289	2,928	72.0
27年度	416	3,525	120.4
28年度	358	3,025	85.8

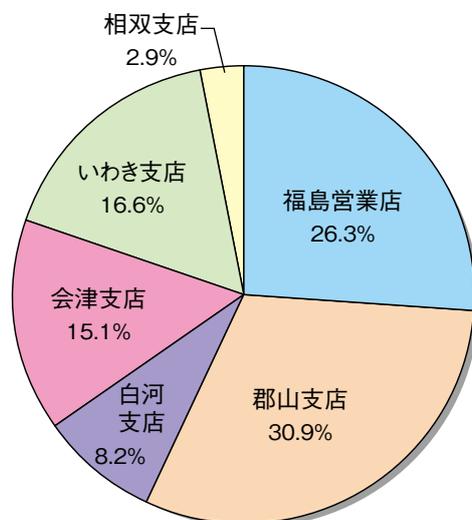


## 2 項目別保証の動向 (28年度)

### 本店・支店別保証承諾

(単位:百万円)

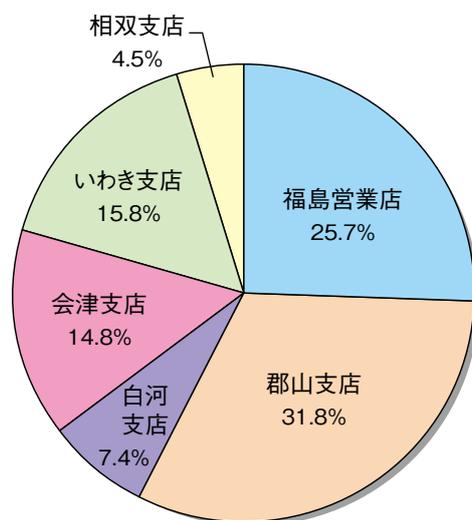
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	2,108	24,259	26.3	78.4
郡山支店	2,611	28,447	30.9	74.4
白河支店	603	7,527	8.2	98.0
会津支店	1,238	13,958	15.1	89.5
いわき支店	1,210	15,309	16.6	79.3
相双支店	167	2,697	2.9	50.8
合計	7,937	92,198	100.0	78.8



### 本店・支店別保証債務残高

(単位:百万円)

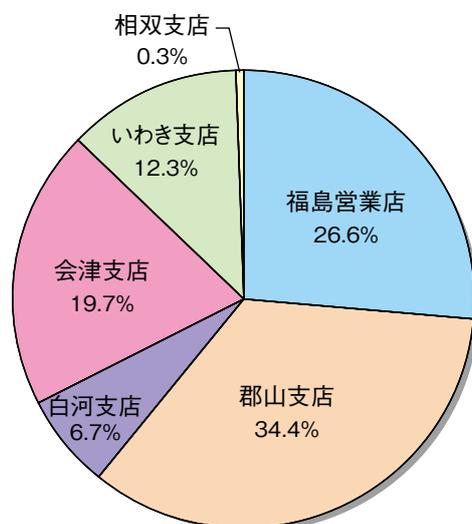
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	9,717	82,083	25.7	88.8
郡山支店	11,732	101,564	31.8	87.3
白河支店	2,732	23,679	7.4	87.0
会津支店	5,868	47,180	14.8	89.7
いわき支店	5,679	50,473	15.8	89.4
相双支店	1,240	14,395	4.5	78.1
合計	36,968	319,374	100.0	87.9



### 本店・支店別代位弁済

(単位:百万円)

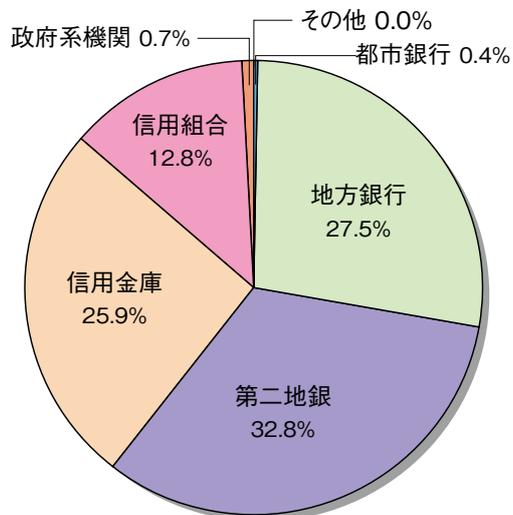
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	112	803	26.6	112.5
郡山支店	121	1,042	34.4	89.4
白河支店	24	203	6.7	34.8
会津支店	56	596	19.7	201.3
いわき支店	42	371	12.3	81.1
相双支店	3	10	0.3	3.3
合計	358	3,025	100.0	85.8



### 金融機関群別保証承諾

(単位:百万円)

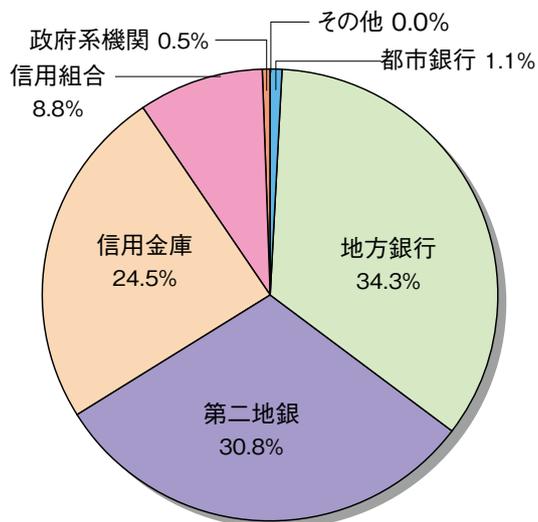
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	11	392	0.4	56.9
地方銀行	1,752	25,328	27.5	79.0
第二地銀	2,316	30,208	32.8	77.1
信用金庫	2,193	23,840	25.9	75.8
信用組合	1,636	11,761	12.8	90.3
政府系機関	29	669	0.7	105.9
その他	-	-	-	-
合計	7,937	92,198	100.0	78.8



### 金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円)

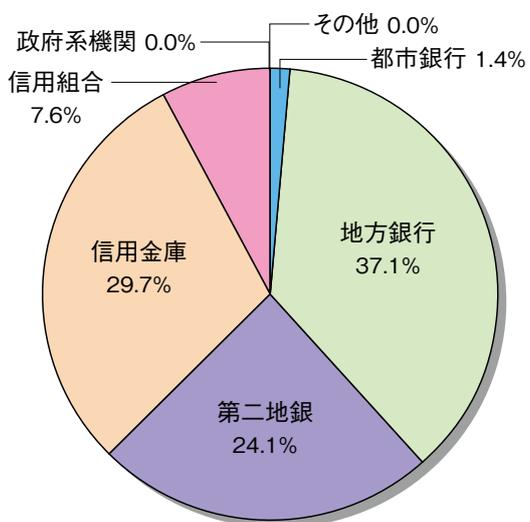
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	208	3,544	1.1	77.7
地方銀行	10,219	109,481	34.3	84.0
第二地銀	10,957	98,224	30.8	89.2
信用金庫	10,303	78,400	24.5	90.1
信用組合	5,169	28,004	8.8	94.7
政府系機関	112	1,721	0.5	90.2
その他	-	-	-	-
合計	36,968	319,374	100.0	87.9



### 金融機関群別代位弁済

(単位:百万円)

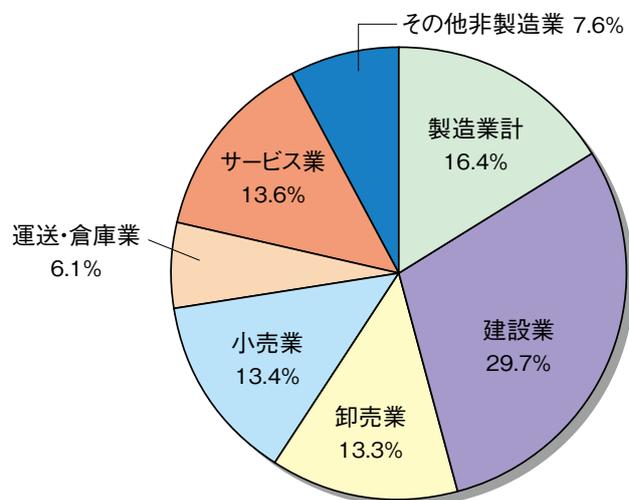
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	3	44	1.4	68.8
地方銀行	81	1,123	37.1	96.3
第二地銀	110	728	24.1	60.9
信用金庫	115	900	29.7	119.5
信用組合	48	231	7.6	66.4
政府系機関	1	1	0.0	51.7
その他	-	-	-	-
合計	358	3,025	100.0	85.8



## 業種別保証承諾

(単位:百万円)

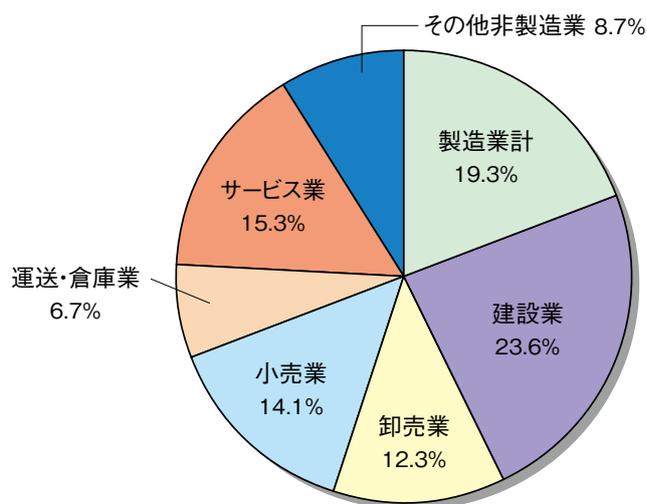
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	172	2,926	3.2	94.8
機械工業	177	2,580	2.8	77.0
金属工業	136	2,172	2.4	72.7
電気機器工業	85	1,372	1.5	69.4
その他製造業	544	6,038	6.3	80.7
<b>製造業計</b>	<b>1,114</b>	<b>15,088</b>	<b>16.4</b>	<b>79.9</b>
建設業	2,587	27,342	29.7	74.1
卸売業	824	12,266	13.3	83.6
小売業	1,254	12,338	13.4	79.9
運送・倉庫業	312	5,588	6.1	83.8
サービス業	1,164	12,575	13.6	80.3
その他非製造業	682	7,001	7.6	79.6
<b>非製造業計</b>	<b>6,823</b>	<b>77,110</b>	<b>83.6</b>	<b>78.6</b>
<b>合計</b>	<b>7,937</b>	<b>92,198</b>	<b>100.0</b>	<b>78.8</b>



## 業種別保証債務残高

(単位:百万円)

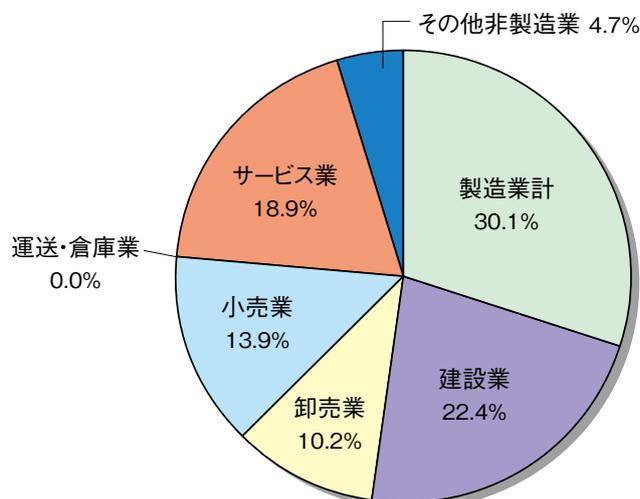
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	905	10,318	3.2	84.2
機械工業	925	10,428	3.3	86.2
金属工業	806	10,335	3.2	90.0
電気機器工業	584	6,869	2.2	89.8
その他製造業	2,787	23,586	7.4	87.5
<b>製造業計</b>	<b>6,007</b>	<b>61,536</b>	<b>19.3</b>	<b>87.3</b>
建設業	9,774	75,297	23.6	85.3
卸売業	3,686	39,411	12.3	88.1
小売業	6,140	44,970	14.1	89.4
運送・倉庫業	1,796	21,378	6.7	87.0
サービス業	5,938	48,982	15.3	89.2
その他非製造業	3,627	27,800	8.7	92.2
<b>非製造業計</b>	<b>30,961</b>	<b>257,838</b>	<b>80.7</b>	<b>88.0</b>
<b>合計</b>	<b>36,968</b>	<b>319,374</b>	<b>100.0</b>	<b>87.9</b>



## 業種別代位弁済

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	20	404	13.3	108.5
機械工業	11	102	3.4	62.1
金属工業	10	117	3.9	41.2
電気機器工業	—	—	—	—
その他製造業	37	287	6.0	132.9
<b>製造業計</b>	<b>78</b>	<b>910</b>	<b>30.1</b>	<b>87.1</b>
建設業	88	679	22.4	73.8
卸売業	45	308	10.2	62.7
小売業	71	420	13.9	114.5
運送・倉庫業	—	—	—	—
サービス業	54	571	18.9	141.8
その他非製造業	22	137	4.7	85.6
<b>非製造業計</b>	<b>280</b>	<b>2,115</b>	<b>69.9</b>	<b>85.3</b>
<b>合計</b>	<b>358</b>	<b>3,025</b>	<b>100.0</b>	<b>85.8</b>





## IV.経営計画について

### 第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

福島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、県内経済動向に的確に対応し、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成27年度から29年度までの3カ年間における業務上の基本方針として以下に掲げる項目を重点項目とし、中小企業者の資金調達の円滑化に向けて積極的に取り組むこととします。

#### ① 復興段階に応じた保証の推進

- ① 復興に努力している企業に対しては、震災関連保証制度を活用し、引き続き積極かつ柔軟な対応を行います。特に事業再開する企業を積極的に支援するため、関係機関とも連携しながら適切な制度資金等の推進を図ります。
- ② 「ふくしま復興特別資金」での借換保証を積極的に推進し、中小企業の資金繰り改善に取り組みます。また、同制度の継続を要請していきます。
- ③ 単なる資金繰り支援に止まらず、事業計画の策定支援などの経営支援にも力を入れたいわゆる金融と経営の一体的支援としての「経営力強化保証」や市町村の制度資金の推進に取り組み県内企業の経営力の強化に努めます。
- ④ 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」の周知を図りながら、金融機関と連携し適切な対応に努めます。
- ⑤ 復興段階やニーズに応じた有効な保証制度の在り方を検討しながら適切な支援に努めます。

#### ② 利用企業の拡大

- ① 原子力災害に伴い休・廃業を余儀なくされるなど県内の中小企業者が減少し、また、協会利用者数も減少してきているため、起業家及び創業者が利用し易い制度資金の拡充により利用企業者数の拡大に努めます。
- ② 小口零細企業及び資金繰りや経営課題等に悩む中小企業に対し「協会利用のメリット」をPRし、利用拡大を図ります。
- ③ 積極的に企業訪問を行い個々の企業の実情を把握し、企業のニーズに合った「提案型の保証」を推進し利用率の向上を図ります。
- ④ 各種保証キャンペーンを展開し利用率の向上を目指します。

#### ③ 経営支援の充実・強化

- ① 東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者や復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者に対し、二重債務問題や資金繰り不安の解消に向け、関係機関と連携し経営改善を支援します。
- ② 中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更実施企業が高止まりしているため、関係機関と緊密な連携を図りつつ、経営改善の支援に取り組みます。
- ③ 延滞先や事故先に対しては、関係機関と連携し、早期着手に取り組み企業の実情に即した柔軟で適切な対応を迅速に行い企業の立ち直りの支援に努めます。
- ④ 創業予定者や創業間もない中小企業者に対し、創業時の相談・計画策定支援、及び、開業後フォローアップ支援等を行います。

#### ④ 適切な求償権の管理

- ① 東日本大震災や原子力災害の被災者については、震災後約4年経過するが未だ復興途中であり引き続き被災者に寄り添った柔軟な対応に努めます。
- ② 求償権債務者及び連帯保証人の抱える課題を踏まえ、実態に即した対応を図ります。
- ③ サービサーとの連携を密にし協同で回収促進に努めます。
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」などの公的な施策については、その趣旨に即した対応に努めます。

#### ⑤ 組織力の強化

- ① 公的機関としてコンプライアンスの徹底を図り、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて倫理憲章を遵守し、信頼される協会を目指します。
- ② 個人情報漏えい防止に向けた対応徹底及び、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に引き続き取り組みます。
- ③ 事業継続計画（BCP）を制定し、更なる業務機能の維持強化を図ります。
- ④ 様々な取り組みの充実・拡充を図っていくため、財政基盤の強化が不可欠であり、国・県等に対して補助金等の増額、損失補償制度の充実などの財政支援について要望していきます。
- ⑤ 保証業務の他にコンサルティング機能や経営支援機能等も求められており、こうした多様なニーズに応えられる職員を育成するため、資質向上に向けた研修を計画的に実施すると共に、中小企業診断士の養成に努めます。
- ⑥ 次期システム決定に伴い業務全般の見直しが必要となり、内部的に各部署と連携し移行体制を整え、外部的に関係機関への説明と調整を行い移行作業に取り組みます。システムの安定稼働とシステムに携わる部署の人材育成を図ります。
- ⑦ 中小企業者・金融機関・関係団体に協会を身近な存在と感じていただくために対象・目的別に有効な広報手段を戦略的に考え協会の情報発信力の強化を図ります。

## 平成29年度経営計画

### ① 業務環境

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた取り組みが続く中で、公共投資、住宅投資は高水準で推移しています。個人消費は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかに持ち直しつつあり、県内景気は全体としては緩やかに回復している状況ではありますが、地域間、業種間、企業間で差が生じています。

地域別では、中通り・いわき地域の経済活動は比較的活発ですが、会津地域は少子高齢化、若い労働力の県外流出で人口減少が急速に進行し、販路や価格、客数の低迷など風評の影響も根強く、景況回復・向上の動きが弱くなっています。原子力災害による避難指示区域が多かった相双地域は、避難指示解除が徐々に進んでいるものの、住民帰還に向けた課題は多く、特に若い世代の帰還が進まないなど先行きが懸念され、また、長期にわたる帰還困難区域の問題などから、人口・経済回復にはまだ時間を要する状況であります。そのほか、小規模な売上先や下請先には厳しい状況が見られます。

昨年3月に集中復興期間が終了し、県内は復興需要が一段落した影響が徐々に表れ始めており、今後、為替相場や海外経済の動向とともに県内景気に及ぼす影響を注意深く見ていく必要があります。

### ② 業務運営方針

このような中、当協会を取り巻く環境は、日本銀行のマイナス金利政策の継続による保証料の割高感に加え、金融機関には事業性評価を重視し「担保・保証依存の融資姿勢からの転換」が求められている事なども影響し、当協会の利用企業者、保証承諾、保証債務残高は減少が続いており、また、倒産による代位弁済の増加が懸念されるなど、厳しい状況にあります。

平成29年度は、当協会の厳しい現状と中小企業政策審議会における信用補完制度の見直しの提言内容を踏まえ、意識改革や新しい取り組みを進めていかなければならないターニングポイントの年度と位置付けています。そのため、県内中小企業者の資金繰り支援や中小企業の課題解決に向けた業務推進を行い、利用企業者数増加や条件変更高止まり解消への対応と復興段階に応じた適切な支援及び行政や金融機関など関係機関との更なる連携強化を図ることを重点とし、一層の金融と経営の一体的支援に積極的に取り組み、中小企業の経営改善・生産性向上に繋げていきます。

### ③ 重点課題の取り組み

#### 【保証部門】

#### (1) 復興段階に応じた保証への対応

- ・ 個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、「震災関連保証制度」へは積極対応します。特に事業再開する企業に対しては、関係機関とも連携して積極的に支援します。
- ・ 「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、借換保証の提案を行う等、積極的に対応し、中小企業の資金繰り改善に取り組みます。なお、同制度の利用状況等を踏まえ更なる継続のために県への要請活動にも取り組みます。
- ・ 「特別追認」での借換保証、企業のニーズに合わせた「ふくしま産業育成資金」や「小規模企業支援資金」等の利用を提案する等でバランス良い保証対応を行います。

#### (2) 利用企業の増加

- ・ 28年度は「県起業家支援保証」に国の創業関連保証枠が2つ新設され大幅に利用が伸びました。今年度は保証料率が、さらに0.3%(累計0.5%)と大幅に引き下げられ、また、創業者の枠も拡大されたことから一層の利用増加を図ります。また、市町村に対しても「創業枠」の新設を要請し起業家及び創業者の利用向上を図ります。
- ・ 商工団体や関係団体とも連携を密にし、会合等には積極的に出席して「協会利用のメリット」を活用し、「信用保証業務」の周知を図りながら利用推進します。
- ・ 「新規保証キャンペーン」の他、各種キャンペーンを充実させて利用企業数・利用金額の増加を図ります。
- ・ 県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」については更なる充実を図ります。また、協議会や勉強会等により保証制度の理解、習得を通して金融機関からの利用増加を図ります。

#### (3) 政策保証への対応

- ・ 金融機関とのリスク分担を考慮した保証への対応として、平成28年度に実施した「設備応援保証」に運転資金を加え、利用しやすい総合的な協調融資制度に変更します。
- ・ また、小規模企業の持続的発展を支えるべく、国の「小口零細企業保証」や県の「小規模企業支援資金」等を積極的に推進します。
- ・ 「経営力強化保証」を活用した金融と経営の一体的支援を図り、県内企業の経営力の強化に努めます。特に「県経営力強

化保証」は保証料率が低いなど、利用のメリットや手続きをわかりやすく説明するとともに利便性の向上を図ります。  
また、「経営力強化保証キャンペーン」は一部実施要領の見直しを行い、利用増加に努めます。

- ・経営支援室とも連携し、「経営支援関連保証制度」の周知徹底を図りながら、積極推進し、さらに利便性向上に向け、県とも制度見直しの要請協議を行います。
- ・市町村制度資金については、引き続き制度の拡充等を要請していきます。
- ・「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については各種会議・保証月報等で制度の概要・取扱いの注意点等を説明し周知に努め、金融の円滑化に取り組みます。

#### (4) 短期保証への対応

- ・財務バランスを重視した短期保証への積極対応を行います。平成 29 年度は「県短期保証」が、30 百万円から 50 百万円に増額されるので積極的に対応します。
- ・多様な企業の資金ニーズに応じていくため、新たな取り組みとして税理士との勉強会・情報交換会を重ね、「税理士連携保証（短期継続型）」の創設を検討します。

### 【期中管理部門】

#### (1) 創業支援の強化

- ・創業希望者の支援のため、金融機関と連携し「創業セミナー」を開催することにより、開業に向けて金融と経営の両面から課題解決に向けた支援を強化します。
- ・特に事業計画が具体化していない創業希望者等を想定として、わかりやすい「創業サポートガイド」を新たに作成し、計画の策定、創業保証を活用した開業を具体的に支援します。
- ・創業間もない中小企業者には、上記に加え、企業訪問や「専門家派遣事業」、「夜間相談会」等により、開業後のフォローアップを積極的に行い、経営の安定化に向けた支援に努めます。
- ・商工会議所等が主催する「創業塾」「創業セミナー」に講師として参加するなど、関係機関と連携した創業希望者の支援・育成に引き続き取り組みます。

#### (2) 期中支援の強化

- ・返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」により、「専門家派遣事業」を通じた抜本的な経営改善や事業承継、借換等による返済正常化の促進を金融機関と緊密に連携し、積極的に対応します。
- ・「専門家派遣事業」等に関する事例集を新たに作成し、経営改善の成功事例等の共有化を図るとともに、企業訪問時などに中小企業者に配布・説明する等により、経営支援ツールの活用を促し、経営改善の促進に繋がります。
- ・「経営改善計画策定支援事業（405 事業）」の活用により、認定支援機関を始め関係機関との連携を密にし、「経営サポート会議」の開催等を通じ、中小企業者の速やかな経営改善に努めます。
- ・経営課題を抱える中小企業者のため、「経営相談会」や「夜間相談会」を開催するなど、常設の相談窓口も含め、「顔の見える協会」としての窓口相談体制により、経営課題解決の支援を行います。
- ・保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めるとともに、経営支援の必要性がある先に対し企業訪問を行う等、フォローアップに努めます。
- ・延滞先や事故先には、同様に、早期着手による正常化に取り組むとともに、必要により関係機関と連携し経営改善に取り組めます。
- ・「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続し、業況確認を行い、必要に応じて経営支援に努めます。

#### (3) 再生支援の強化

- ・東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取り組みます。
- ・経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、必要に応じ「求償権消滅保証」の活用も視野に入れながら、再生支援に取り組めます。
- ・再生支援を行った企業には、金融機関、支援機構等と連携し、モニタリングによるフォローアップ等、継続的に経営改善の後押しを実施します。

#### (4) 連携支援の強化

- ・「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員（金融機関等）との連携を強化します。
- ・「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の構成機関として、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会議所・商工会等）、中小企業診断協会や税理士会、公認会計士等との連携や情報交換を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

## 【回収部門】

## (1) 被災者への対応

被災者に対しては現況などの情報収集に努め、各々の実態に合った弁済折衝により回収の底上げを図るなど、引き続き被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

## (2) 早期回収の着手

無担保求償権や第三者保証人のいない求償権が増加しており、期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努めると共に、代位弁済前の折衝時に債務者・保証人の現状・現況を把握し、回収方法や見込み等を検討した上で回収方針を決定し、代位弁済後速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行うことで回収促進を図ります。

## (3) 実情に即した適切な回収方針

休・廃業先や暫く返済が途絶えている求償権先について、債務者・保証人の現況等を把握した上で回収方針を見直し、一括弁済が困難な先には返済再開を促し定期回収の底上げを図ると共に、一括弁済が可能な先については減免完済や一時金弁済による保証免除等により一括弁済の促進を図ります。

また、事業継続先については経営支援室と連携し「求償権消滅保証」などの支援により回収の最大化を図ります。

## (4) サービサーの有効活用

最近の回収環境や動向などを踏まえ、現状認識と問題点解決に向けた方策などを話し合い共通認識を深めるために、協会とサービサーの合同会議を開催します。

また、本部担当者が営業店・各支店及びサービサーへ直接出向き、個々の案件について回収方針等を協議し、綿密な連携により回収促進を図ります。

さらに、サービサーにおいては、他県サービサーへの調査依頼等も可能なことから、県外へ避難している被災者や移住している関係人の実態把握や折衝を図るために、積極的にサービサーの利用推進を図ります。

## 【その他間接部門】

## (1) 総務関係

## ① 業務の効率化と人材の育成

- ・業務改善推進表彰制度を活用した、一層の業務効率化に取り組むとともに、業務費の見直しに継続的に取り組みます。
- ・中小企業診断士の養成の他、階層別・課題別など目的に応じた全国信用保証協会連合会主催による研修、若手職員の育成に重点を置いたOJTにより多様なニーズに応えられる職員の育成に取り組めます。

## ② 財政基盤の強化

中小企業者に対して様々な信用保証を通じた金融支援や創業支援、経営支援、回収の強化などに取り組み、財政基盤の強化に努めます。さらにそれら取り組みの充実・拡充を図って行くために、国及び県に対して補助金及び損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望してまいります。

## ③ 創立70周年記念事業の検討

プロジェクトチームを編成し、70周年記念事業のコンセプト、スケジュール、実施内容を検討します。

## (2) 広報関係

## ① 情報発信力の強化

職員一人一人が広報マンとして、実地調査等を通して企業や金融機関に出向き、フェースツーフェースで協会事業を積極的にPRします。

- ・保証月報やホームページにおいて、金融機関との適切なリスク分担や経営支援・事業再生の促進、地方創生等への貢献に関する当協会の取り組みを積極的にPRします。
- ・新聞やホームページ、関係機関の広報誌のほか、新たな広報手段についても積極的に取り組み、情報発信力の強化を図ります。
- ・創業者、中小企業者、税理士や商工業関係団体等への説明会用資料の見直しを図り、職員に関係機関との連携及び講演会や説明会への参加を促し、「協会利用のメリット」や「経営支援メニュー」の広報に努めます。
- ・中小企業者や金融機関等に広報に関する聴き取り調査などを実施し、その意見・要望を踏まえた広報内容等の改善に取り組み、さらなる情報発信力の強化に繋がります。

## (3) システム関係

## ① 新システムによる安定運用及び関係機関との連携対応

新システムのオンライン処理、バッチ処理について引き続き検証を行い、共同化システムセンターとの連携を密にし安定運用に努めます。

## ② 新システムの新規開発・変更時の円滑な対応

共同システムとしての開発・変更において、十分なテスト及び検証を行い円滑な運用に努めます。

#### (4) コンプライアンス関係

##### ① 内部検査態勢の充実

結果のみの検査に止まらず、予防的リスク管理の観点から検査を行います。

##### ② 法令等遵守の推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化

- ・コンプライアンス・プログラムを策定して、コンプライアンス態勢の周知徹底を図ります。
- ・プログラムの実施により継続して法令等の遵守に努めるとともに、実施状況の検証を行い必要な改善に取り組みます。
- ・会議・研修等において、個人情報漏えい防止のための対策と個人情報保護法やマイナンバー法の遵守に関して周知徹底を図ります。
- ・新システムの稼働に伴い情報セキュリティ態勢の強化を推進し、ヒューマンエラー等の未然防止のため、リスク管理の徹底を図ります。

##### ③ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

- ・データベースの適正活用と保証時の適切な審査により未然防止を図ります。
- ・発生事案に対しては定められた手続きにより適正に対応し、検証と適切なフィードバックにより再発防止に努めます。
- ・警察等関係機関との連携を強化します。

##### ④ 災害時における事業継続のための体制強化

プロジェクトチームを編成し、事業継続計画（BCP）を制定します。

#### 4 事業計画

平成29年度の保証承諾等の主要業務数値計画は以下のとおりです。

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	100,000	90.9
保証債務残高	290,000	85.3
代位弁済	5,000	83.3
実際回収	1,200	92.3

※ 実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

## 平成28年度経営計画の業務実績評価報告

福島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関として、「信用保証」機能を通じ中小企業金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

今般、平成28年度経営計画の業務実績についての評価を行うにあたっては、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」と「効果的・効率的役割を果たしたか」の二つの視点から実施し、後藤康夫福島大学名誉教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて、次のとおり評価報告を作成しましたので、ここに公表いたします。

### 重点課題への取り組み

平成28年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

#### ① 保証部門

平成28年3月末で「集中復興期間」が終了し、県内は次のステップとなる「復興創生期間」に入りましたが、事業再開を模索している企業や様々な課題を抱えている企業もなお多く、復興から成長に貢献すべく個々の企業の実態を把握し、ニーズに合った各種保証制度を提案し積極的な保証推進を行いました。低金利状況下における保証料の割高感などが影響し、保証承諾は92,198百万円（前期比78.8%）と減少し、年間計画である110,000百万円には大きく届きませんでした。

##### (1) 復興段階に応じた保証の推進

- (ア) 個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努めるべく、案件の事前相談並びに金融機関との保証業務協議会や各種勉強会、商工団体や税理士会・関係団体との情報交換会を通して震災関連保証制度の積極推進に努めました。
- (イ) 震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については保証料率や金利が低いことをPRし、中小企業の資金繰り改善に取り組むべく積極的に借換保証での利用を提案しましたが、借換の一巡化が進んだこともあり保証承諾は37,998百万円（前期比73.2%）に止まりました。
- (ウ) 中小企業の設備投資を後押しするため、金融機関との協調融資を条件とした「設備応援特別保証」を創設し推進しましたが、設備投資に慎重になっている企業も多く、1,061百万円の保証承諾に止まり年間計画の2,000百万円には届きませんでした。
- (エ) 金融機関との提携保証である「特別追認」においては借換保証での利用を提案した結果、借換を含め21,081百万円（前期比79.4%）、小規模事業者である信用組合員向けの「県信用組合資金」は1,678百万円（前期比89.3%）の保証承諾となり全体平均は上回る事ができましたが、企業の各種ニーズに対応できる「県ふくしま産業育成資金」については、エネルギー関連投資や除染作業が下火になったこともあり、1,697百万円（前期比78.3%）の保証承諾で全体平均を下回りました。

##### (2) 利用企業の拡大

- (ア) 利用企業については、1,089企業（前期比-292企業）の新規先の獲得に止まり、繰上償還を含めた年度中の全件完済企業が2,341企業（前期比+595企業）あったこともあり、利用企業数は17,789企業（前期比-1,325企業）と大きく減少しました。
- (イ) 「県起業家支援保証」については、国の2つの創業保証の併用が可能となり、創業から業歴5年まで利用することが出来るようになったことや、保証料率を0.2%（県負担0.1%協会負担0.1%）引下げたことで、創業資金は151件（前期比+38件）となり、創業者を後押しできました。
- (ウ) 保証対象事業者にNPO法人が加えられたことを勉強会や保証月報等で周知した結果、14件165百万円の保証承諾となり利用企業の拡大につながりました。
- (エ) 「継続型短期保証」については引き続き情報収集に努め、メリット・デメリットを考慮し次年度において会計士・税理士等との連携を視野に制度創設を検討することとしました。
- (オ) 営業店・各支店において商工団体との懇談会に計3回、会計士・税理士との情報交換会に計7回出席し、「協会利用のメリット」をPRし、保証協会の周知を図りながら利用推進に努めました。

また、日本政策金融公庫と平成27年10月27日創業支援を重点とした業務提携を行い、営業店・各支店において情報交換会・勉強会を重ねるとともに、上期「経営・創業相談会」や下期「夜間相談会」への同席を求めたこと等もあり、同公庫との協調融資が18件（前期は5件）に増加し、利用企業の拡大につながりました。

- (カ) 保証申込をいただいた中から 443 先（前期比 101.6%）を直接訪問し、「協会利用のメリット」や、保証制度等を簡潔にまとめた「信用保証ミニガイド」を活用し、企業の資金ニーズにあった保証の提案、及び保証後のフォローアップや、経営相談に応じることなど、金融と経営の一体的支援の取り組みについて説明しました。
- (キ) 「新規企業保証キャンペーン」の他「保証承諾特別推進キャンペーン」「経営力強化保証キャンペーン」「保証債務残高増加キャンペーン」を継続実施し、利用企業数の拡大に努めました。
- (ク) 平成 24 年度から開始した県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」を当年度も実施し、県内各地から 45 名の参加を得、保証業務の習得と協会若手職員との交流を図りました。

### (3) 政策保証の推進

- (ア) 「経営力強化保証」については、保証業務協議会での推進や「経営力強化保証キャンペーン」を継続実施しましたが、保証承諾は 39 件 463 百万円（前期比件数 67.2%金額 68.6%）に止まりました。経営改善計画書の作成やその後のモニタリング等の各種手続きへの理解を浸透させることが十分にできませんでした。
- (イ) 「市町村制度資金」の制度拡充については協会からの働きかけも行き、田村市において国の創業保証との併用が可能な「創業枠」が創設されるなど、創業枠の創設 3 市村、限度額の引き上げ 1 市、復興緊急保証の延長 2 市、セーフティネット保証の延長 2 市町を実施し、制度活用による利子補給や保証料補助などのメリットを PR し保証推進に努めました。
- (ウ) 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については、制度の概要、取扱いの注意点等を説明し周知に努めましたが、資格要件を満たす具体的な事案もなく依然として利用がありませんでした。

## 2 期中管理部門

代位弁済については、企業倒産が低い水準を保っていることに加え、創業者や業績・資金繰りが悪化しているなどの中小企業者に対し、きめ細やかな経営改善支援に努めたこともあり、3,025 百万円（計画比 50.4%、前期比 85.8%）に止まりました。

今後も、県内中小企業者の休・廃業が進んでいることから創業者への支援を一層強化するなど、「経営安定化支援事業」を活用し、関係機関と連携した経営改善への取り組みを積極的に進めてまいります。

### (1) 創業支援の強化

- (ア) 創業支援としては、2 月に当協会初となる「創業応援セミナー」を開催し、創業希望者等を支援しました。その結果、セミナーの募集定員 30 名に対し 37 名の参加者を得て、うち 7 名がセミナー終了後の個別相談会に参加しました。
- (イ) 支店毎に開催した「経営相談会」及び「夜間相談会」では、積極的に創業者・創業予定者を募った結果、相談のあった 58 企業のうち 14 企業が創業に係る相談となり、うち 2 企業には専門家派遣を実施する等、創業を支援しました。
- (ウ) 創業フォローアップとして、創業時計画と実績との乖離が大きい 31 企業（前期 17 企業）への訪問などを行うとともに、国制度の拡充により新たに創業支援が位置付けられた「経営安定化支援事業」を活用した専任の嘱託職員による創業先訪問を 40 企業に対して行うことにより、現状の確認、創業後の悩み等の聴き取りを実施し、必要な経営支援策を提案するなど課題の解決に努めました。
- (エ) 日本政策金融公庫の主催する「創業セミナー」や商工会議所が主催する「創業塾」に講師として参加し、当協会の施策等の PR を行いました。

### (2) 期中支援の強化

- (ア) 返済緩和の条件変更を繰り返すなど、経営の安定に支障を来している企業の経営改善を促進するため、「経営安定化支援事業」を活用した専任の嘱託職員による企業訪問のほか、「福島県中小企業診断協会」との連携による専門家派遣を実施しました。その結果、企業訪問を 173 企業、257 回（前期 157 企業、212 回）実施するとともに、経営診断のため 115 企業、374 回（前期 80 企業、271 回）、経営改善計画策定支援のため 48 企業、174 回（前期 14 企業、33 回）それぞれ専門家を派遣するなど、積極的な支援に取り組みました。
- (イ) 経営改善に自ら取り組む中小企業に対しては、22 企業（前期 22 企業）について公認会計士・税理士・金融機関等の認定支援機関が行う経営改善計画の策定に要する経費の一部を補助し、その促進を支援しました。
- (ウ) 金融支援にあたり、関係者の意思決定を迅速化し、速やかな経営改善の実施を図るため、「経営サポート会議」の活用を促しました。その結果、27 企業、31 回（前期 23 企業、28 回）の会議開催を通じて、利用企業の経営改善に資することができました。
- (エ) 大口保証先（保証債務残高 50 百万円以上）のフォローアップとしては、金融機関に対し決算書の提出を依頼し、上期 383 企業、下期 528 企業の決算書を受領し、経営状況の把握に努めました。  
その中で、財務状況に懸念がある先などから、上期 50 企業・下期 40 企業、計 90 企業を抽出しフォローアップシートを作成、経営支援が必要と判断した 34 企業について直接訪問し、経営課題の把握とその解決に取り組みました。
- (オ) 事故先や延滞 1・2 回先、条件変更 3 回以上先は、関係機関が連携し期中管理状況の把握に努めた上で、早期の正常化に取り組みました。
- (カ) 相談会については、「経営相談会」を 6 回開催して 45 企業（前期 105 企業、12 回）からの相談に対応するとともに、

新たに「夜間相談会」を11回開催して13企業からの相談に対応しました。そのうち、2企業に対しては、日本政策金融公庫と合同で資金調達等に関する具体的な助言を行ったほか、10企業に対しては専門家を派遣するなどにより課題解決の一助を担いました。

(※) モニタリングは、「セーフティネット5号保証」及び「ふくしま復興特別資金」の保証利用先2,846件(上期1,409件、下期1,437件)、「経営力強化保証」及び「経営改善サポート保証」の保証利用先181件について、金融機関からの業況報告書の提出を受け、現状等の把握に努め必要に応じ企業訪問による支援を実施しました。

### (3) 再生支援の強化

(ア) 二重債務対策として、「福島産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」からの債権買取等要請に対し、7企業について債権譲渡等の支援を実行しました。それにより対象企業の実質金利負担の軽減を図り、資金繰りが改善されたほか、対象企業に従事する77名の雇用維持が図られました。

さらに、債権譲渡後の資金需要についても7件中3件には新規保証を行い、復興への前向きな対応を行いました。

(イ) 「福島県中小企業再生支援協議会」の支援の下に作成した再生計画に基づき、リスケジュールによる資金繰り支援を27企業、第二会社方式による実質求償権放棄及び求償権DDSによる支援を各1企業対応したほか、「地域経済活性化支援機構」の支援の下に作成した再生計画に基づき、直接放棄による支援を1企業対応するなど、中小企業金融円滑化法終了後の資金繰りに窮する企業の事業再生に積極的に取り組みました。

### (4) 連携支援の強化

(ア) 中小企業庁の支援ポータルサイト「ミラサポ」による専門家派遣制度を活用し、専門家を2企業(前期3企業)に対し派遣し、課題解決促進に寄与しました。

(イ) 「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を11月に開催し、構成員である金融機関等と各種施策の情報共有を図るなど、連携の強化に努めました。

(ウ) 「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」については、「地域サポート委員会」の委員に営業店長・支店長が委嘱されていることから、各地域において税理士・商工団体等とともに、複雑な経営課題を抱える企業の個別・具体的な問題点を検討し、その解決に当たりました。

## ③ 回収部門

平成28年度の回収については、以下の4つの課題解決に向けて重点的に取り組みましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の増加など回収環境が厳しさを増していることから、計画1,300百万円に対し、実績は1,049百万円(計画比80.7%、前期比84.1%)と計画を下回りました。

また、債権買取を除いた通常回収(元損)も965百万円(前期比91.7%)と前期を下回ったことから、早期回収の着手の他、今後さらに求償権先の個々の実態把握に努め回収の底上げを図っていく必要があります。

### (1) 被災者への対応

被災者に対しては、個々の避難状況や生活実態などを考慮したきめ細やかな対応を心掛け、主に損害金減免を活用し解決を図りました。結果、平成28年度の損害金減免による完済は56件でしたが、そのうち、被災者の多いいわき・相双地区の件数は18件(32.1%)となり、一定の成果をあげることができました。

### (2) 早期回収の着手

期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努め、代位弁済後速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行うなど早期回収の着手に努めた結果、債権買取を除く当年度通常代位弁済からの元本回収は75百万円(前期比122.8%)、担保処分による回収は元損290百万円(前期比115.7%)と増加しました。

また、定期回収は元損252百万円(前期比93.4%)と減少しましたが構成比で前期21.6%から24.0%に増加しました。

### (3) 実情に即した適切な回収方針

事業継続先と廃業先など求償権先の実態を把握し、無担保求償権については減免完済や一時金弁済による保証免除等による一括弁済の促進を図った結果、減免完済による回収は金額においては元損163百万円(前期比59.6%)と下回ったものの件数で56件(前期比112.0%)と増加しました。

債権買取を除いた無担保求償権からの回収は、第三者保証人のいない求償権の増加により元損675百万円(前期比84.2%)と下回りました。

なお、求償権消滅保証の実績はありませんでした。

### (4) サービサーの有効活用

協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せ及び通常業務を通してサービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握に努め綿密な連携により共同で回収促進を図りました。

サービサーへの委託は、平成25年度から減少が続いていましたが、無担保求償権の増加から43企業（前期比153.6%）、108件（前期比122.7%）、733百万円（前期比113.4%）と4年ぶりに増加し、委託求償権回収は元損328百万円（前期比98.4%）と前期並みとなりました。

#### ④ コンプライアンス部門

公的保証機関としての社会的責任を果たすため、役職員が倫理憲章等を共有し誠実かつ公正な事業活動を遂行すると共に、コンプライアンス・プログラムの実施と検証により法令等の遵守に努めました。また、個人情報管理態勢の検証を継続して行うことにより適正な情報管理と情報漏洩の防止に努めました。

##### (1) 法令等遵守の推進

(ア) コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員に周知を図り、コンプライアンス委員会、担当者会議、研修会等により法令等の遵守を継続して推進しました。（委員会4回、担当者会議1回、研修会等3回開催）

(イ) コンプライアンス・チェックシートにより、コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員の認識向上に努めました。また、階層別、職能別による研修会において、コンプライアンスについての研修を実施し、啓蒙を図りました。（新入職員研修会、初級研修会、各1回開催）

##### (2) 個人情報漏えい防止等、情報セキュリティ態勢の確立

(ア) 個人情報管理態勢の検証を行い、過誤の防止に努めると共に、個人データ管理関係者会議を開催して、責任管理者及び管理者の役割再確認と職員への周知を行い、個人情報保護法等の遵守について徹底を図りました。

(イ) 全部署での個人データ管理台帳の整備等により、管理体制の強化に努めました。

(ウ) 新システムでの情報セキュリティ態勢の整備については、基幹システムネットワークと分離したFAX専用複合機の設置、サーバ室・電算室の入退室認証システムの導入等を行いました。また、ヒューマンエラー等の未然防止のため、全職員による「稼働日想定運用テスト」の実施や、インストラクターを指名し職員間の指導に努めました。

##### (3) 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

(ア) 反社会的勢力等への対応については、データベースの活用により不正利用や詐欺的行為の未然防止に努めました。

また、反社会的勢力との対応会議で具体的な事案の検証を重ね、「データベース構築に係る具体的な運用」を定め、「事案発生時の対応手続きについて」及び「保証申込時の対応について」の通知と併せ、周知徹底を図りました。

(イ) 反社会的勢力との対応連絡会議を開催すると共に、福島県暴力追放運動推進センターから講師を招聘し、講演を行うことにより、反社会的勢力等への対応を強化しました。

##### (4) 災害時における事業継続のための体制強化

事業継続計画（BCP）の制定については、国の計画策定ガイドラインや他協会の事例を収集し検討を行い、29年度制定に向けてプロジェクトチームを編成することにしました。

#### ⑤ その他間接部門

##### (1) 次期システムへの移行作業及び本稼働に向けた対応

新システムが平成29年1月10日稼働し、41協会が加盟する共同システムとなりました。

移行作業にあたり、県・市町村・金融機関本部への説明と協議を計画的に実施し、変更点等については文書・ホームページ・月報掲載等様々な広報媒体を活用し周知に努めました。また、移行段階に応じて各地で金融機関支店向け説明会を開催し、新システムの変更点及び運用について丁寧な説明を行い、理解を得ることができました。

新システム導入による効果として、大部分の協会が加盟する共同システムであることから、事務処理の統一化による諸様式の統一、担保自動評価による事務軽減、保証料の返戻と徴収の相殺による中小企業者の負担感軽減等が図られるほか、共同システムとして国の制度政策の新設・改正等への迅速対応が可能となり、効率的で安定した運用が行えることが挙げられます。

##### (2) 現行システムの安定稼働とシステム開発の円滑な対応

平成29年1月10日までの旧システムにおいては、システムの不具合もなく、新設保証制度のシステム対応もでき、全体として円滑なシステム運用を行うことができました。

##### (3) 人材の育成

平成28年度の中小企業診断士有資格者は7名であり、新たな資格取得者はいませんでした。一定基準を満たす職員に通信教育や外部集合研修を受講させる等、継続的養成に努めています。また、信用調査検定では上級1名（累計8名）、中級1名（累計21名）、初級2名（累計12名）が合格し、目利き能力、顧客支援能力の全体的な底上げを図っています。

上記以外にも、自協会内での階層別研修や業務別研修、若手職員に対するOJT、更には、全国信用保証協会連合

会主催の各種研修に職員を積極的に参加させる等、職員の資質向上に努めました。

#### (4) 財政基盤の強化

県選出の国会議員に対し、信用保険向け政府出資金の確保等について要望を行い、今年度も政府出資金が確保されました。

また、県及び県議会各会派に対し、県中小企業制度資金と信用保証制度等の充実について要望を行った結果、平成29年度に向け、創業関係保証制度の要件拡充・保証料率の低減が図られることとなりました。

#### (5) 情報発信力の強化

(ア) 職員一人一人が広報マンとして企業への直接訪問や実地調査等を通して、フェースツーフェースでの協会事業PRに努めました。なお、平成28年度は保証審査、経営支援等において延べ672企業に訪問しました。

(イ) 当協会の広報誌である「保証月報」について誌面構成を見直し、協会事業についてより分かりやすく、親しみやすい内容に改めました。また、ホームページ等の見直しについては、他協会や先進事例の情報収集に努め、次年度以降の広報手段について検討を重ねました。

(ウ) 当協会としてラジオCMを初めて手掛けましたが、放送時間の制約等もあり、当初期待したほどの聴取率を確認できなかったことから、次年度は地元2紙への広告掲載等、新たな広報手段を採用することとしました。

(エ) 協会事業の説明資料（信用保証ミニガイドやパワーポイント）については適宜見直しを図り、28年度は説明会、勉強会等を延べ33回開催し、協会利用メリット等の広報に努めました。

(オ) 経営支援メニューの周知については、主に経営支援室と連携し、毎月の保証月報で支援メニューの広報を行ったほか、経営相談会、夜間相談会の告知を地元2紙で行う等、幅広い広報に努めました。

## 外部評価委員会の評価と意見

東日本大震災（以下「震災」）から6年が経過しました。県内の経済状況は、数字の上では回復傾向にありますが、いわゆる「復興特需」の側面が強く、とうてい持続性のあるものとは言えません。

震災からの復興に向けた取り組みが続く中で、公共投資・住宅投資は引き続き高水準で推移しているものの、既にピークは過ぎた状況です。

地域別に見てみますと、中通り、浜通り地域は復興需要をある程度取り込んでいる事業者がある一方で、会津地域は県内でも特に少子高齢化や若者の域外流出が進み、加えて風評被害の影響が依然として続くなど、事態は深刻です。また原子力災害に伴う避難者6万人余の帰還は、生活面の不安など問題が山積しており、計画どおりには進んでいない状況にあります。このように、復興の動きは地域間、業種間、企業間、世代間で大きく異なり、格差の広がりが見られます。さらに海外経済や為替相場の動向など、外的環境の変化により、県内中小企業を取り巻く環境は間で大きく異なり、格差の広がりもみられます。さらに世界経済の不透明感も加わり、県内中小企業を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

こうしたことを念頭に当委員会は、保証協会が「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」、「効果的・効率的役割を果たしたか」、そして「信頼される協会、顔の見える協会」に向け、どのような取り組みを行い、どの程度達成したのかを今回検証しました。

一点目は、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」を見ます。低金利が影響し、保証承諾額が4年振りに1,000億円台を割り込み、保証債務残高も5年連続で減少していますが、創業者向け保証制度の充実を図り創業者の利用を推進したこと、NPO法人など新たな対象先への保証を増やしたこと、被災企業における二重債務問題解決に向け債権譲渡などの支援を継続的に実行していることは、復興に向けた着実な成果として評価できます。

二点目は、「効果的・効率的役割を果たしたか」を見てみます。経営支援の軸となる「経営安定化支援事業」の実績が、いずれも前年度を上回る結果となったことは、利用者の課題解決につながるものとして特筆に値します。また、創業応援セミナーを初開催するなど、年々業務の幅を広げていることは、利用者にとって効果的な役割を果たしていると言えます。今後も利用者らのニーズに即した取り組みを期待します。基幹システムの移行についても、全国の協会が参加するシステムに移行し、事務処理の統一化、利用者の負担軽減を図り、併せてセキュリティ態勢を強化したことは、効果的・効率的役割を果たしただけでなく、社会的責任を果たす上で大変重要になっているコンプライアンス面からも評価に値します。

三点目の、「信頼される協会、顔の見える協会」については、広報誌『保証月報』の誌面構成の見直しやカラー化などにより、親しみやすさ、分かりやすさが増し、「顔の見える協会」の具体的取り組みとして評価できます。一方、ラジオCMについてはあまり聴き手が広がっておらず、次年度はより一層多彩な工夫を期待します。

最後に、震災と原子力災害という複雑な問題を抱え、その解決まで長い道のりが横たわる福島県において、公的保証機関としての役割を絶えず検証しながら、県内中小企業の振興と県内経済の活性化に向けて、日々の業務に邁進されることを心より期待するものです。

詳細については、ホームページにてご覧いただけます。 <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



## V.保証利用のご案内

### ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組 合
一 般 保 証	2億円	4億円
無 担 保 保 証	8,000万円	8,000万円
無 担 保 無 保 証 人 保 証	1,250万円	1,250万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。ただし、①②③は合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ④ 特定社債保証については、セーフティネット保証を除く一般保証、無担保保証、災害関係特例保証と東日本大震災復興緊急保証と合計で5億円が限度となります。
- ⑤ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑥ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑦ その他、公害防止・エルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

### 保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。  
 なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

#### 住 所 ・ 営 業 実 績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。  
 営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。  
 なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

#### 資 本 金 ・ 従 業 員 数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 ( 建 設 業 、 運 送 業 等 )	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業 ( 飲 食 店 を 含 む )	5千万円以下	50人以下
医 業 を 主 と する 事 業 と する 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政 令 特 例 業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。〕	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

- ※ 従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- ※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
- ※ 個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。
- ※ 宗教法人・学校法人・有限責任事業組合(LLP)等は保証の対象となりません。

#### 資 金 使 途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。  
 生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

**保証対象業種**

中小企業者であればほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

**連帯保証人**

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

**担保**

担保は必要な場合があります。

**責任共有制度**

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

**負担割合**

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会80%	金融機関20%
---------	---------

**責任共有制度の対象**

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

**【責任共有制度の対象外となる主な保証】**

- ・ ※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・ 福島県小規模企業支援資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」)
- ・ 無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・ 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- ・ 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※ 責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額 : 1,250万円(既保証残高を含む)

対象事業者 : 常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人及び法人等

## 保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくこととなります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

### 保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注)特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証のことをいいます。

注)県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

### 料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

### 割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、当協会が独自に割引を行う割引制度を設けている他、制度によっては、基準となる保証料を引き下げを実施し、中小企業者の資金調達コストの負担軽減を図っております。

#### 【全国統一割引】

1. 会計参与設置に関する割引 (略称：会計参与割引) 0.1% 割引
2. 有担保保証に対する割引 (略称：有担保割引) 0.1% 割引

#### 【協会独自割引】

1. 中小企業の会計に関する割引 (略称：中小企業会計割引) 0.1% 割引

#### 【保証料率を引き下げている主な保証制度】

- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ ふくしま復興特別資金(復興枠)
- ・ ダブルサポート保証(結)
- ・ 創業等関連保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 福島県起業家支援保証

## 主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合 4億円)	必要な期間	年0.45～1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	①③適用
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①③適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※ ②適用)
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	1,250万円 (但し、既存保証額と合算して1,250万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (無保証人 5年以内)	年0.35～1.30%※ ①③適用 (無保証人 年0.90%※ ②適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般) 根保証(手割)	2億円	1年以内	(一般) 年0.45～1.90%※ ①③適用 (手割) 年0.39～1.62%※ ①③適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年～7年 (年単位)	年0.45～1.90%※ ②③適用
売掛債権及び棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60%※) ②適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 但し、中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定に係る限度額は 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	原則として10年以内 条件変更改善型借換保証 15年以内	利用する各制度に定める料率・割引適用 セーフティネット併用 1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ ②適用
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45～1.60%※ ①③適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②適用
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年以内(ただし、土地・建物を取得する場合15年以内)	年0.45～1.60%※ ①③適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②③適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円(組合 4億円)	10年以内	年1.15%※ ①②③適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般枠 促進法の承認、旧創造法の認定、産業再生法の承認等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方2千万円 (但し創業者については、自己資金の5倍を限度)</li> <li>・ 創業等関連保証枠 1千5百万円</li> <li>・ 創業関連保証枠 1千万円(支援創業関連保証は1千5百万円)</li> </ul>	10年以内	一般枠 年0.15～1.15%※ ①③適用 創業等関連保証枠 年0.40%※ ②適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ②適用
	創業等関連保証	1千5百万円 他の保証と合算した限度額は創業関連保証に同じ (但し、事業を営んでいない個人の創業者については自己資金額を限度)	10年以内	年0.70%※ ②適用
	創業関連保証	1千万円(支援創業関連保証1千5百万円) 再挑戦支援保証と合算して1千万円、再挑戦支援保証及び支援創業関連保証と合算して1千5百万円、さらに創業等関連保証併用で3千万円(但し、無担保保証も利用した場合、4制度合計で8千万円)	10年以内	年0.65%※ ②適用
取引先の倒産、業界不振 または災害による経営の安定に	セーフティネット(経営安定 関連)保証  (経済産業大臣が指定した 認定要件1～8号のいずれ かの認定を受けた方)	1号～5号及び7号～8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円)  6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内  設備 20年以内	1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 年0.70%※ ②適用
経営の安定または災害による 事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円)</li> <li>・ 経営安定特別資金 (経営安定関連5号の認定を受けた方) 5千万円</li> <li>・ ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激基対策枠 8千万円</li> </ul>	10年以内          15年以内   10年以内	年0.35%～1.35%※ ①③適用          年0.7%※ ②適用      年0.5%※ ②適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%~1.35%※ 福島県次世代育成支援企業 認証 年0.25%~1.25%※ 雇用促進枠 年0.05%~1.05%※ ①③適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ②適用
災害による事業再建、経営の 安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を 受けた罹災証明書を 有する方)	・災害関係保証(東日本 大震災) (平成29年3月31日貸付 実行分まで) 適用地域: 全国 無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②適用
	東日本大震災復興 緊急保証 (市区町村が発行す る罹災証明書・書類 を有する方)	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証 協会付きの既往借入金を借 り換える場合は10年以内	責任共有 年0.45~1.75%※ ①③適用 責任共有対象除外の場合 年0.50~2.00%※ ②③適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証 協会付きの既往借入金を借 り換える場合は10年以内	責任共有 年0.35~1.25%※ ①③適用 責任共有対象除外の場合 年0.40~1.40%※ ②③適用
プロパー融資との協調融資に	ダブルサポート保証(結)	1千万円以上2億円以内 (本資金に必要な借入金の うち30%以上について金融 機関の協調融資が必要)	運転 10年以内 設備 20年以内	年0.35%~1.80%※ ①③適用

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について

①中小企業会計割引、または会計参与割引を行う。②会計参与割引を行う。③有担保割引を行う。



## VI.経営支援業務について

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、営業店・支店と経営支援室が一体となって、中小企業の皆様の状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

### ★専門家派遣事業

中小企業の皆様のニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

#### 【相談内容例】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 新たに事業を開始したい。    | <input type="checkbox"/> 新たな販路を開拓したい。   |
| <input type="checkbox"/> 経営ビジョンをつくりたい。   | <input type="checkbox"/> コストダウンを図りたい。   |
| <input type="checkbox"/> 創業後の事業を軌道に乗せたい。 | <input type="checkbox"/> 事業を後継者に引き継ぎたい。 |

#### ○ 福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

##### 【対象者】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

##### 【派遣費用・回数】

- ・無料（全額協会負担）
- ・経営診断と改善計画策定との合計で、最大10回となります。

#### ○ 「ミラサポ」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となります（ご登録にはメールアドレスが必要です）。詳しくは、「ミラサポ 未来の企業★応援サイト」をご覧ください。

##### 【対象者】

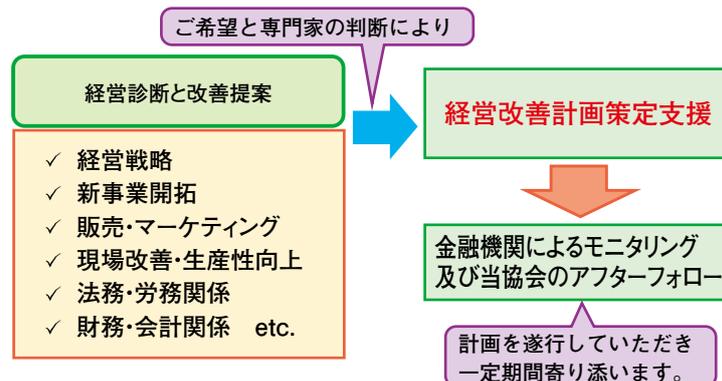
- ・事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

##### 【派遣費用】

無料 ※ 最大3回まで（事業承継を含む場合は最大5回まで可）

### 専門家（診断協会）のサポートメニュー

経営全般はもちろん、以下の具体的分野のほか、経営改善計画策定についてもサポートいたします。



## ★経営改善計画策定支援事業(通称：405事業)

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関(注)による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

※ 県経営改善支援センター2/3、保証協会1/3の補助があります。

(注) 認定支援機関とは

「中小企業等経営強化法」により、国に認定を受けた公的な支援機関です。

主な支援機関は税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

### ①県経営改善支援センターからの計画策定費用の補助

【補助対象計画策定のポイント】

- ・ 認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- ・ 3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- ・ 改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

【県経営改善支援センターの補助対象費用】

- ・ 経営改善計画策定支援費用の2/3(上限200万円)まで可です。

### ②保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。

【保証協会の補助対象者】

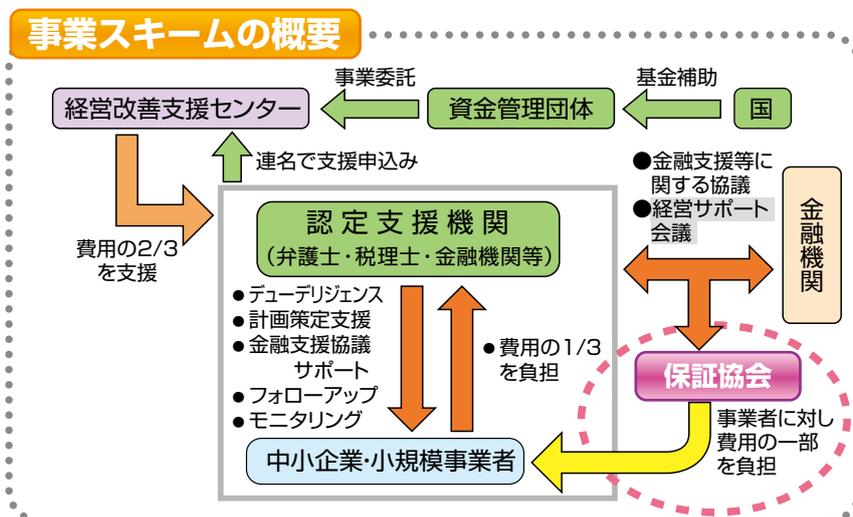
次の要件のすべてに該当する中小企業の皆様を費用補助の対象とします。

- ・ 当協会の利用がある方
- ・ 経営改善に積極的に取り組む意欲がある方
- ・ 原則として、経営サポート会議を活用する方

【保証協会の補助対象費用】

- ・ 「自己負担部分」の80%とし上限20万円とします。
- ・ 自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

※「自己負担部分」=『(費用見積額-モニタリング費用)×1/3』



## ★経営サポート会議

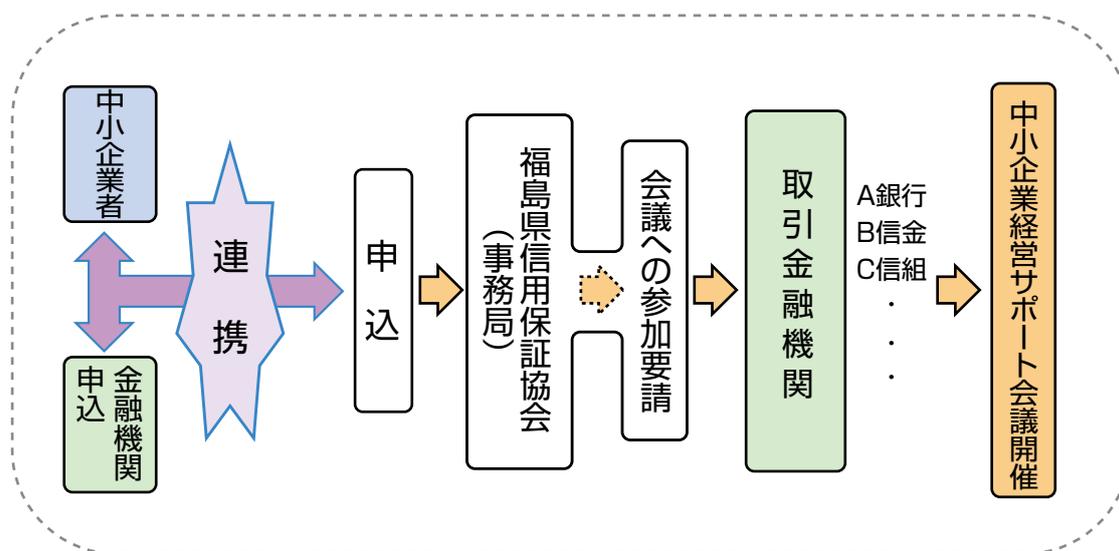
中小企業の皆様の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

### 【対象者】

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆様。

### ※経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- 経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からない。
- 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。  
等、中小企業の皆様のご要望について協議を行います。



## ★経営・創業相談会

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆様の成長を応援するため、平成29年度は、福島営業店・各支店において、6月～11月にかけて「経営・創業相談会」を、毎月第2木曜日には「夜間相談会」を開催しておりますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

### 【対象者】

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入を予定されている方
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

### 【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等

## ■経営相談窓口

- 経営支援室 TEL. 024-526-1520 | FAX. 024-573-8489
- 福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。  
裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

## 特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成29年8月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

## ■特別相談、相談窓口一覧

- ◇ 東日本大震災に関する特別相談窓口
- ◇ 賃金水準上昇対策特別相談窓口
- ◇ デフレ脱却等特別相談窓口
- ◇ 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- ◇ 皮革等相談窓口
- ◇ 経営改善・資金繰り相談窓口
- ◇ 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- ◇ タカタ株式会社関連相談窓口



## Ⅵ.コンプライアンスの取り組みについて

### コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」(法令等遵守)を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守及び役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署及び担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理及び職員の意識啓発を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

### 信用保証協会倫理憲章

#### ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

#### ② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

#### ③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

#### ④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

#### ⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

### ■具体的行動基準

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 法令・ルール等の遵守       | (6) 反社会的勢力への対応強化<br>(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (2) 誠実な職務の遂行         | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応                       |
| (3) 守秘義務の履行          | (8) 職場秩序の維持                                |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (9) 違反行為の報告                                |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (10) 懲罰                                    |





## Ⅷ.個人情報保護宣言について

### 個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

#### ① 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、ガイドライン等を遵守します。

#### ② 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

#### ③ 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

#### ④ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

#### ⑤ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

## ⑥ 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。  
このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

### ■相談窓口

総務企画課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階	TEL.024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階	TEL.024-526-1530
郡山支店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	TEL.024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会津支店	会津若松市南千石町2番19号	TEL.0242-23-9171
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

### ■公表事項等に関するご案内

ホームページ <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

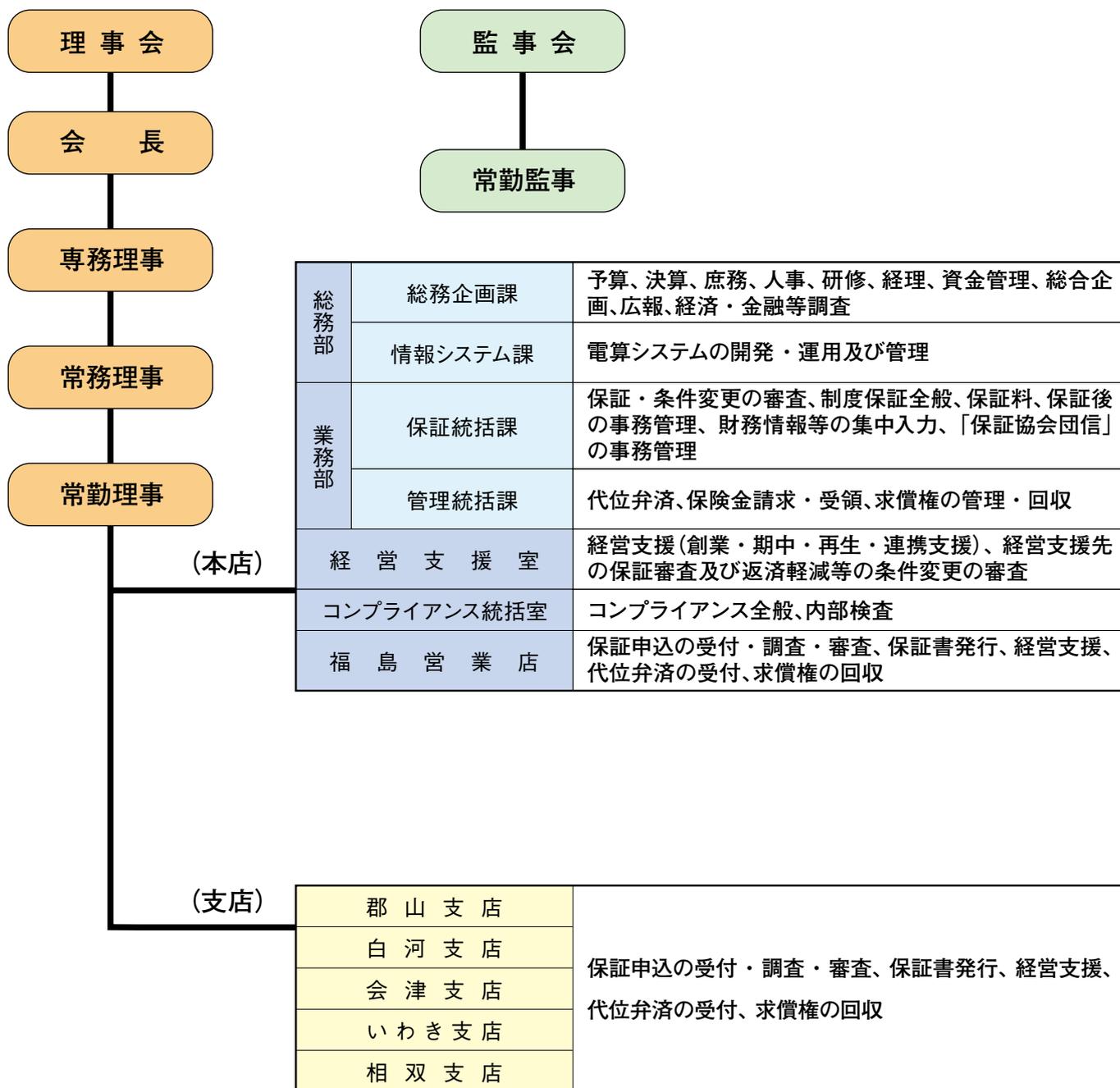


## Ⅸ.組織体制

### 役員構成 (平成29年9月6日現在)

会 長	村 田 文 雄	
専 務 理 事	伊 東 正 晃	
常 務 理 事	佐 藤 恒 夫	
常 勤 理 事	橋 本 敏 明	
理 事	飯 塚 俊 二	福 島 県 商 工 労 働 部 長
理 事	立 谷 秀 清	福 島 県 市 長 会 会 長
理 事	渡 邊 博 美	福 島 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	滝 田 康 雄	郡 山 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	渋 川 恵 男	会 津 若 松 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	小 野 栄 重	い わ き 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	内 池 浩	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
理 事	轡 田 倉 治	福 島 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	北 村 清 士	(株) 東 邦 銀 行 取 締 役 頭 取
理 事	森 川 英 治	(株) 福 島 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	鈴 木 孝 雄	(株) 大 東 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	樋 口 郁 雄	福 島 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
理 事	須 佐 喜 夫	福 島 県 信 用 組 合 協 会 会 長
常 勤 監 事	城 戸 路 生	
監 事	鍛 冶 輝 雄	税 理 士
監 事	鈴 木 清 昭	(公財) 福 島 県 産 業 振 興 セ ン タ ー 理 事 長

組織機構図(平成 29 年 4 月 1 日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡



## 保証協会団体信用生命保険について

当協会では、お客様へのプラス・ワンサービスの一環として、平成 22 年 4 月 1 日から「保証協会団体信用生命保険」(通称：保証協会団信)の取り扱いを行っています。

なお、平成 29 年 4 月から変更になりました主な事項は以下のとおりです。  
多く方のご利用をいただいております。どうぞ、ご活用ください。

平成 29 年 4 月より保険料(特約料)が安くなりました。特約料(年払)の目安(融資金額 100 万円について)「元金均等返済、据置期間なしの場合」(注)融資金額 1,000 万円借入の場合は 10 倍となります。

(単価:円)

借入期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計	引下げ額
1 年	3,830	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,830	△ 340
2 年	4,610	1,460	-	-	-	-	-	-	-	-	6,070	△ 540
3 年	4,880	2,770	970	-	-	-	-	-	-	-	8,620	△ 770
4 年	5,010	3,430	2,080	730	-	-	-	-	-	-	11,250	△ 1,010
5 年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	-	-	-	-	-	13,880	△ 1,260
6 年	5,140	4,090	3,190	2,290	1,390	490	-	-	-	-	16,590	△ 1,450
7 年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	-	-	-	19,250	△ 1,690
8 年	5,200	4,420	3,740	3,070	2,390	1,720	1,040	370	-	-	21,950	△ 1,940
9 年	5,220	4,530	3,930	3,330	2,730	2,130	1,530	930	330	-	24,660	△ 2,150
10 年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290	△ 2,450

※上記はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

# 広報活動

## 保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行して、県内の金融機関、福島県及び市町村、商工会議所、商工会、報道機関などに配布しています。平成29年度は「福島県内の観光地」をテーマに観光スポットを表紙にして各地の紹介を行っています。また、「経営支援メニュー」のリニューアルや「企業紹介」の掲載回数を増やすなど親しみやすい誌面づくりを心がけています。



## ホームページの活用

当協会のホームページは、皆様により一層ご理解をいただけるように心がけております。

保証制度や統計資料はタイムリーに更新して情報をお伝えします。

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



## 信用保証ガイド

保証制度の概略を知りたい場合や中小企業の方にとってどの制度がいいかを検討する際に便利な「信用保証ガイド」を作成しました。



## 新聞広告

保証協会の認知度を高めるため、当協会の名前やキャッチフレーズを掲載し地元新聞を活用した広報をしています。



## ポスター

顔の見える協会、そしてイメージキャラクターの鉄人28号で頼りがいと信頼をアピールするポスターを作成し、みなさまのご要望に応えています。



# 本店・支店のご案内



## 本店

◇所在地 / 〒960-8053 福島市三河南町1番20号  
 コッセふくしま10階、11階  
 TEL (024) 526-2331(代) FAX (024) 536-5090  
 福島営業店 / TEL (024) 526-1530 FAX (024) 533-8721  
 保証統括課 / TEL (024) 573-5265 FAX (024) 534-3619  
 管理統括課 / TEL (024) 525-3537 FAX (024) 534-3619  
 経営支援室 / TEL (024) 526-1520 FAX (024) 573-8489



## 郡山支店

◇所在地 / 〒963-8005  
 郡山市清水台1丁目3番8号  
 郡山商工会議所会館3階  
 TEL (024) 932-2769(代) FAX (024) 925-2637



## 白河支店

◇所在地 / 〒961-0957  
 白河市道場小路96番地5  
 白河商工会議所会館2階  
 TEL (0248) 24-0156(代) FAX (0248) 24-1419



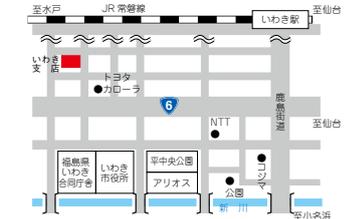
## 会津支店

◇所在地 / 〒965-0816  
 会津若松市南千石町2番19号  
 TEL (0242) 23-9171(代) FAX (0242) 23-9173



## いわき支店

◇所在地 / 〒970-8026  
 いわき市平字材木町3番地の1  
 TEL (0246) 23-3570(代) FAX (0246) 25-5729



## 相双支店

◇所在地 / 〒975-0008  
 南相馬市原町区本町1丁目3番地  
 TEL (0244) 23-5105(代) FAX (0244) 24-5905

